

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	_____
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂 一 郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	多 賀 靖 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 課 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 高 木 智 司 書 記 石 川 敦 詞

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第1号 専決処分の報告について

議 第 13 号 令和8年度垂井町一般会計予算

議 第 14 号 令和8年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議 第 15 号 令和8年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議 第 16 号 令和8年度垂井町介護保険特別会計予算

- 議第17号 令和8年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議第18号 令和8年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第19号 令和8年度垂井町水道事業会計予算
- 議第20号 令和8年度垂井町下水道事業会計予算
- 日程第4 議第1号 専決処分の承認について
- 日程第5 議第2号 専決処分の承認について
- 日程第6 議第3号 垂井町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
について
- 議第4号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議第5号 垂井町職員の旅費に関する条例の全部改正について
- (1) 垂井町職員の旅費に関する条例の全部改正
- (2) 垂井町消防団条例の一部改正
- (3) 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正
- (4) 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正
- (5) 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正
- 議第6号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第7号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議第8号 垂井町ビジネス拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につい
て
- 議第9号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議第10号 町道路線の認定について
- 議第11号 町道路線の廃止について
- 日程第7 議第12号 府中地区まちづくりセンター移転改修工事請負契約の締結について
- 日程第8 議第21号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第9 議第22号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議第23号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議第24号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議第25号 令和7年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第26号 令和7年度垂井町下水道事業会計補正予算（第2号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（広瀬隆博君） おはようございます。

これより令和 8 年第 1 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から19日までの17日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、12番 中村ひとみ議員、13番 富田栄次議員を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（広瀬隆博君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等 2 件及び検査結果の報告が 3 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 1 号 専決処分の報告について

○議長（広瀬隆博君） 日程第 2、報告第 1 号 専決処分の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第 1 号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

令和 7 年10月17日午後 1 時30分頃、垂井町表佐1482番 1 地先、町道表佐27号線上の三差路において、町有自動車が町道表佐57号線を北進し右折した際、相手方所有のブロック塀に接触し破損させた事故につきまして、令和 7 年12月22日、地方自治法第180条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同法第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

○住民課長（岡野文紀君） 報告第 1 号 専決処分の報告につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、事故の発生状況から説明をさせていただきます。

去る令和7年10月17日金曜日の午後1時30分頃、可燃ごみを収集する廃棄物等収集業務員の運転する塵芥収集車が、垂井町表佐地内、町道表佐57号線、こちらは阿弥陀寺東側に接している道路でございます。こちらを北進し、町道表佐27号線へ右折した際、垂井町表佐1482番1地先の一般住宅の屋敷端を囲うブロック塀に接触・破損。塵芥収集車については、左側下部バンパーが変形したものでございます。ブロック塀が40センチ程度の高さで、右折の際に車両からの確認時、見誤ったことにより接触したものでございます。

このたび相手方と示談が成立し、過失割合につきましては当方の過失割合100%、損害賠償額6万3,800円で相手方との示談が成立いたしましたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて令和7年12月22日に専決処分をさせていただきました。

収集作業に出動する際の朝礼では、所長から交通事故等十分に気をつけ、交通安全に留意し作業に当たる旨、訓示しておるところでございます。今後一層の交通安全意識徹底を図るため、繰り返し啓発・指導に努め、事故防止、収集業務に尽力してまいります。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前9時07分 休憩

午前9時15分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

日程第3 議第13号 令和8年度垂井町一般会計予算

議第14号 令和8年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第15号 令和8年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第16号 令和8年度垂井町介護保険特別会計予算

議第17号 令和8年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第18号 令和8年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第19号 令和8年度垂井町水道事業会計予算

議第20号 令和8年度垂井町下水道事業会計予算

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

日程第3、議第13号 令和8年度垂井町一般会計予算から議第20号 令和8年度垂井町下水

道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 本日、令和8年第1回垂井町議会定例会が開会され、令和8年度予算案並びに関連諸議案について審議をお願いするに当たり、町政に対する基本方針と施策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

垂井町には、確かな強みがございます。

まず、本町には「まちづくり基本条例」に基づく協働のまちづくりの精神が根づいております。町内では、各地区まちづくり協議会が中心となり、防災訓練、地区の交流、高齢者の見守りなど、地域の皆様のお力添えで地域を支える活動を続けておられます。

先日、二十歳を迎えた若者と対話する「たるい未来トーク」を実施いたしましたところ、地域ぐるみでの子供たちの見守りや、人とのつながりなどが垂井町のよいところだと思いう意見をいただきました。こういった地域の活動が、若い世代の方々に伝わっているということを非常にうれしく思った次第でございます。

また、本町は古くから交通の要衝として栄えてきた歴史がございます。現在も国道21号線、JR東海道本線垂井駅を有し、名神高速道路や東海環状自動車道へのアクセスも良好で優れた交通利便性を誇っております。

令和6年度に供用を開始いたしましたワイワイプラザ垂井は多世代が集い交流する地域のにぎわい拠点として、コネクトベース垂井はJR垂井駅から徒歩3分という好立地を生かした起業やビジネス支援の拠点として、それぞれ町内外の皆様の新たな活動を支える場となっております。

一方、企業誘致におきましても、現在、梅谷地区における工場用地開発を進めるとともに、工場設置奨励金などにより企業の設備投資を後押しするなど、雇用の場の確保及び地域経済の活性化を図っております。

また、本町は豊かな自然環境にも恵まれております。本町には、相川とその支流における扇状地が町の中央から南東部にかけて広がり、肥沃な大地と豊富な水資源を生かした農業が営まれております。相川沿いでは、桜の季節に合わせてこいのぼりが遊泳し、春の風物詩として町民の皆様に親しまれております。

このように美しい、すばらしい垂井町を実感する一方で、本町には課題もございます。その課題の最たるものは、人口減少であると私は考えております。本町の令和8年3月1日現在の住民基本台帳人口は2万5,386人と、前年同月と比較いたしますと273人の減少と相なりました。また、本町で令和6年度に生まれた子供は116人と、およそ50年前、昭和50年でございますけれども、の4分の1と相なっております。このまま将来を担う若者が減少すれば、地域の活力が失われてまいります。

したがいまして、今後の社会を担う若い世代に、垂井町で暮らしたい、垂井町で子供を育てたいと選んでいただけるまちづくりが喫緊の課題でございます。こうした課題に対応していくためには、将来を見据えた政策を的確に展開していく必要があります、そのためにも本町の行財政基盤が盤石なものでなければなりません。ごみ処理や福祉など町民の皆様暮らしを支える施策の継続、学校の長寿命化工事や地区まちづくりセンターの改修など地域の将来を見据えた投資的事業の実施、さらには災害への備えなど予期せぬ事態への対応、いずれも計画的な財政運営なくしては実現できません。

現在の財政状況でございますが、令和6年度決算においては、一般会計の実質収支額は4億6,000万円の黒字、経常収支比率は普通会計で81.3%となっており、現時点では一定の健全性を保っておるところでございます。また、国の経済状況を見ましても、内閣府が発表いたしました令和8年2月の月例経済報告によれば、景気はアメリカの通商政策の影響が残るものの緩やかに回復しているとされております。しかしながら、物価高騰は依然として続いており、特にエネルギー・食料品価格の上昇が町民生活を圧迫しております。

町といたしましては、緊急的な支援といたしまして、令和7年度予算で生活者支援商品券給付事業を、新年度予算で町立こども園における3歳以上児への米飯提供の開始、ごみ袋の無償配布事業、学校給食費の引上げ分を含めた小・中学校給食費無償化事業の継続を行い、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し負担を軽減するとともに、消費の下支えを行ってまいります。

このように現在直面している課題に対応する一方で、中長期的な視点に立ちますと、町財政の根幹であります税収を支える環境が人口減少により不安定になるとともに、高齢化の進行による社会保障費の増加や公共施設の老朽化への対応など、財政需要の増加が見込まれます。こうした現在と将来の構造的な課題への対応を両立させるためには、今後なお一層、事業の選択と集中を進めると同時に、本町が持つ強みや様々な資源、協働のまちづくり、交通利便性、公共施設、産業、歴史、豊かな自然環境、これらを結びつけることで新たな価値をつくり出す必要がございます。

こうした動きは国においても同様でございまして、令和7年6月に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2025」においては、地方創生に向けた取組を強力に推進する方針が打ち出されました。同方針には、地域資源・人材・技術の「新結合」による稼ぐ力の強化や、地域特性に応じた多様な主体の連携から創出される新たな価値が、地域に持続的な好循環を生み出す「新たな価値創造の場」の形成が掲げられております。こうした地方創生の流れは現政権においても継承されており、魅力ある地域資源を生かした地場産業の成長支援を通じた「強い経済」の実現を軸に、「地域未来戦略」として展開されているところでございます。

本町といたしましても、町民の皆様との協働と地域資源、様々な主体での活動などを有機的に結びつけることで新たな価値を創出してまいります。

こうした認識の下、令和8年度の予算編成を行ったところでございます。

令和8年度の各会計の予算額につきましては、一般会計102億4,000万円、国民健康保険特別会計25億3,000万円、不破郡介護認定審査会特別会計1,260万円、介護保険特別会計30億円、不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計108万円、後期高齢者医療特別会計5億4,900万円、水道事業会計9億300万円、下水道事業会計15億9,594万円、合計188億3,162万円とするものでございます。

一般会計の予算規模につきましては、令和7年度と比較して3.0%、3億2,000万円の減額と相りました。

歳入につきましては、自主財源の根幹となる町税において、賃上げなどの影響により町民税の増収が想定されるとともに、固定資産税も工場等設備投資の増加により増収となる見込みと相りました。よって、町税全体といたしましては、令和7年度当初比2.8%増、38億2,617万円を見込んでおります。

また、地方交付税18億5,000万円、国庫支出金12億1,631万7,000円を見込みました。

一方、歳出につきましては、価格転嫁への対応による物件費などの増加のほか、公債費や社会保障費をはじめとした義務的経費の増加、公共施設やインフラの老朽化への対策等による経費の増加に対応するため、国県補助金の確保及び事業の選択と集中を強く意識した編成としたところでございます。

また、物価高騰により、今後も歳出の増加が見込まれますことから、引き続き行政・財政の一体改革を強力に推進し、社会情勢の変化を捉えた事業見直し及び財源の確保により町民ニーズに沿った事業を展開してまいります。

なお、予算編成に当たりましては、安全で安心な住民生活の維持と向上に資するサービスを提供するという基礎自治体の使命を果たすことを第一としながら、本町にとって最大の課題でございます人口減少へ対応するため、垂井町第6次総合計画後期5か年計画に基づき、緊急度や優先度を明確にした上で各種事務事業の予算を編成いたしました。特に新年度におきましては、既存の地域資源や人材等を有機的に結合させ、新たな魅力を生み出していく新結合という考え方により、地域に好循環を創出していくことを主眼に置きました。この考え方は、各分野の施策において具体的に展開されております。

それでは、新年度予算の概要につきまして、第6次総合計画の7つのまちづくりテーマに沿って重要施策を御説明申し上げます。

第1のテーマは「協働」でございます。

ここでは「まち全体が活発で、みんなで育む幸福度の高いまち」を目指してまいります。

令和8年度は、まちづくり基本条例の見直しに向けて、まちづくり基本条例の各条項が社会情勢に適合し、今後の本町にとってふさわしいものであるか否かを検証してまいります。

1-1. 協働では、旧府中幼稚園跡地への府中地区まちづくりセンターの移転事業を行ってまいります。旧府中幼稚園は小学校に隣接する施設でございますが、現在遊休施設となっておりますが、こちらの施設を改修いたしまして府中地区まちづくりセンターを移転いたします。

移転後は、子育てサロンなどを通じた子育て支援策の充実や、高齢者の知識や経験を生かした地域文化等の伝承事業の推進などが予定されております。こうした世代を超えた交流により、地域全体での子育て環境を整え、地域活動と小学校や地域の児童福祉などの結びつきを密にしながら地域活性化を図ってまいります。

この取組は、地域コミュニティ、子育て支援、各世代交流、文化伝承という複数の要素を1つの拠点で結びつけることで、従来の地区まちづくりセンターという枠を超えた新たな価値を創出する新結合でございます。

また、地区まちづくり協議会支援事業、地区まちづくりセンター運営事業、提案型協働事業などにも引き続き取り組み、地域活動の推進や地域の多様な課題解決を図ってまいります。

広報・広聴活動といたしましては、「広報たるい」やホームページ、町のLINEなど、分かりやすく有益な情報発信を行ってまいります。特に新年度は、広報の多言語化ツールにおいて、対応言語の拡張や易しい日本語への対応を行ってまいります。そのほか、町民の皆様と直接対話する、たるい未来トークを引き続き開催してまいります。

1-2. 人権では、偏見や差別のない社会の実現に向けた人権フォーラムの開催、人権啓発ポスターやリーフレットの作成などの事業を継続してまいります。

次に、第2のテーマは「安全・安心」であります。

ここでは「自ら考え、みんなで取り組む安全・安心なまち」を目指してまいります。

2-1. 防災・減災では、近年頻発する自然災害を踏まえ、町民の皆様の命と暮らしを守るため、防災体制の強化に取り組んでまいります。

情報伝達体制につきましては、引き続きLINEや電話、Eメール、防災アプリの活用や戸別受信機の販売により、防災行政無線の伝達多重化を推進してまいります。特に新年度につきましては、屋外放送配信メール等への気象情報配信機能追加及び防災情報自治会伝達システムとの連携により、生命や安全に直結する重大気象の情報を迅速に提供してまいります。

地域防災力の強化につきましては、持続可能な組織体制を構築するため、垂井町消防団あり方検討委員会での検討結果を踏まえ、団員定数を250人に見直すとともに、機能別団員制度を創設いたします。

新年度は、操法訓練の実施方法の見直しによる団員の負担軽減や、機能性を高めた消防団活動服への更新、垂井分団・岩手分団の消防団待機場所となる消防団車庫への空調機器の設置、府中分団の消防ポンプ自動車の更新などを行い、消防団の機能強化及び組織体制の持続性を高めてまいります。

あわせて、災害備蓄品の充実、自主防災組織防災資機材購入費の助成及び防災士の育成を継続いたします。

また、建築物の耐震診断や耐震補強への支援を継続し、令和7年度から引き続き、木造住宅の耐震改修に係ります補助金の増額や耐震シェルターへの補助など、災害に強い住環境の整備を推進してまいりますとともに、水路改修やしゅんせつなど、近年多発する豪雨災害を未然に

防ぐための河川・水路の適正な維持管理にも引き続き取り組んでまいります。

2-2. 生活安全では、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するため、自治会などへの防犯カメラ等の設置費用の助成を継続するとともに、公衆街路灯の新設やLED化を進めるなど防犯対策の取組を推進してまいります。

また、交通安全対策といたしましては、危険箇所へのカーブミラーなどの交通安全施設の設置を引き続き行うとともに、令和7年度から集中的に実施しております大型カーブミラーの点検を継続し、交通安全施設の適正な維持管理に努めてまいります。

そのほか、通学路等の巡回パトロールを実施する団体への支援を継続するとともに、保護者連絡システムの更新や学校防犯カメラの活用などにより、学校防犯体制の強化を推し進めてまいります。

次に、第3のテーマは「都市基盤・環境」であります。

ここでは「将来を見据えた快適な都市基盤や自然環境を整えるまち」を目指してまいります。

冒頭でも申し上げましたとおり、交通の利便性や地域経済など、本町には確かな強みがございます。こういった強み、既存の地域資源を有機的に結合し、新たな価値を創造することで地域に好循環が生み出されます。希望に満ちた垂井町を次の世代に引き継ぐため、明るい未来を思い描く、責任ある垂井の都市計画をしっかりと形づくってまいります。

3-1. 土地利用では、新年度におきましては立地適正化計画の策定を引き続き行ってまいります。少子高齢化に伴う人口減少が見込まれる中、人口密度の維持、生活サービス機能の維持、地域経済の維持という3つの維持を図り、持続可能な都市基盤を構築することを目的に本計画を策定し、居住や都市機能の誘導による垂井町版ネットワーク型コンパクトシティの形成を推進してまいります。

また、府中清水地区におきましては、町内でおよそ30年ぶりとなります土地区画整理事業が実施されております。新年度においては、当該事業に係る補助金を交付し、道路・公園などの整備を通して若者に選ばれるまちづくりを行ってまいります。

3-2. 道路では、道路改良事業などの実施により、幹線道路や生活道路の整備を行ってまいります。特に、新年度は町道敷原線の道路拡幅など、梅谷地区工場用地開発事業の計画地周囲の交通基盤を整備し、企業誘致と連携しながら地域経済の強化を図ってまいります。

また、令和7年1月に埼玉県で発生いたしました道路陥没事故等により、道路や下水管などのインフラの老朽化対応が重要な課題となっております。本町においては、これまで職員の巡回や公式LINEによる連絡システムの整備、点検や修繕など、老朽化への対応を行ってまいりました。新年度においても、劣化度や交通量等を考慮した優先度に基づき、垂井綾戸線舗装改良工事など適切に舗装改良等を行ってまいります。

橋梁につきましても、定期点検を行い、緊急度に応じた補修に取り組んでまいります。新年度におきましては、追分橋橋梁補修設計業務などにより、橋梁の補修工事に係る設計業務を実施し、予防保全等の観点も取り入れながらインフラの安全性を担保してまいります。そのほか、

国道や県道の改良などを促進するため、関係機関に要望を続けてまいります。

3-3. 地域公共交通では、引き続き民間事業者と連携を図りながら、町民の皆様にとって身近な交通手段であります巡回バスを運行し、良質な地域公共交通を維持してまいります。

また、県立不破高等学校に通う生徒の登校時における利便性の向上を図る不破高校スクール線につきましては、物価高騰が進む中でも運賃の値上げなく生徒がバスを利用できるように引き続き助成を行い、運行を継続してまいります。

そのほか、JR東海などの関係機関に働きかけ、JR垂井駅利用者の利便性の向上にも努めてまいります。

3-4. 公園では、公園施設の適正管理により、誰もが使いやすく安全・安心な公園環境を提供してまいります。

3-5. 空き家等対策では、説明会の開催や空き家バンク・空き地バンクの運用により、総合的に空き家や空き地の利活用の促進を図ってまいります。

3-6. 上水道では、引き続き事業基盤の確保並びに経営の健全性向上を図り、持続的な運営に努めてまいります。

また、安全な水道水の供給を安定的に行うため、引き続き水道施設の維持管理に努めてまいりますとともに、配水管布設替工事など配水管網の整備・更新を実施し、管路の耐震化や老朽化対策にも取り組んでまいります。

3-7. 下水道では、継続事業として公共下水道事業計画区域内における管網整備を行い、快適で衛生的な生活環境の確保と水環境の保全を図ってまいりますとともに、浄化センター及び農業集落排水処理施設の維持管理にも努めてまいります。

また、公共下水道事業計画区域外におきましては、引き続き浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽の設置に対する助成を行ってまいります。

3-8. 環境では、令和8年度から新たに開始する各地区ごみステーションでのプラスチック製容器包装の分別収集及び再資源化処理のほか、資源分別回収事業やエコドームの運営などによりごみの再資源化を進め、循環型社会の構築を目指してまいります。あわせて、生ごみ処理容器等設置の奨励及び推進、環境汚染の防止や不法投棄の防止等を図り、ごみの減量や環境保全の取組も進めてまいります。

また、クリーンセンターにつきましては、炉内耐火物改修工事によりごみ処理施設等の機能を維持し、安定的なごみ処理を行ってまいります。

次に、第4のテーマは「産業・交流」であります。

ここでは「魅力的な産業により交流が活発な活気あふれるまち」を目指してまいります。

人口減少下においても地域経済の持続的な成長を実現するため、企業や大学など様々な主体と連携を図りながら産業振興事業を展開し、多様な主体との掛け合わせによる新結合により、本町に新たな価値を生み出してまいります。

4-1. 商工業では、コネクトベース垂井において、特に若者や女性の創業を支援するため

の各種セミナー、子育て中の方のキャリアサポート、スタートアップ等への実証実験の場の提供、3Dプリンター等を活用した事業者や学生等によるプロダクトづくりワークショップ、子育て世代や学生等の居場所づくりなど、様々な事業を展開してまいります。

このように、コネクトベース垂井については、周知や利用促進のステージからさらなるステップアップを目指し、町内外から多様な人材を呼び込み、人と人とのつながりを強める拠点として様々な事業を展開し、行政と民間が協業・連携して事業を展開する官民共創を推進してまいります。

4-2. 観光では、新年度におきましては、引き続き町内のにぎわい等を創出するため、住民主体において運営するイベントに対する助成を行ってまいります。また、新年度につきましては広域的な戦国武将観光推進事業として、大河ドラマを契機に、竹中半兵衛公に関連する講演を実施するとともに参加型の観光プロモーション事業を行うなど、文化財分野やスポーツ分野、地域活動など様々な分野・主体と一体となって施策を展開し、地域に新しい魅力を創出してまいります。

あわせて、観光客の受入れ体制を充実させるため、観光協会への支援や観光施設の整備も進めてまいります。

4-3. 農業では、水田営農における農地利用の効率化、経営の合理化を図るため、農地中間管理機構による主要な担い手への農地の集積、各地区地域計画による集約を推進いたします。

また、高性能農業機械導入事業を継続するとともに、オペレーター農業機械士養成事業については、大型特殊自動車及びドローンの免許更新等についても新たに助成対象とすることで農作業の効率化を後押しし、担い手不足等の問題への取組を進めてまいります。

あわせて、中山間地域で行う農業生産活動を支援する中山間地域等直接支払事業、地域ぐるみによる農地・農業用水等の保全管理への取組を支援する多面的機能支払事業、農業の生産性の向上を図る灌漑排水事業及び農地整備事業を実施してまいりますとともに、農業の生産性の向上と経営の効率化を図るため、平尾土地改良区と岐阜県と連携しながら、ほ場整備事業を進めてまいります。

また、新年度では、市之尾地区と県道を結ぶ北部幹線農道について、令和9年4月の開通に向けた事業を進めてまいります。そのほか、防災の観点から、老朽化したため池の改良や廃止にも取り組んでまいります。

4-4. 林業では、新年度、半兵衛グリーンロード周辺の不要木を除去し、景観を確保するとともに、菩提山城跡へつながる階段等を整備し、観光分野や文化財分野等と連携し、林道のさらなる活用を図ってまいります。

また、本町の豊かな自然に子供の頃から親しみを持ち、ふるさとへの愛着を醸成するため、県内の木材を活用した木育体験イベントを引き続き開催するとともに、森林整備のための所有者の意向を確認する森林経営管理に関する意向調査についても引き続き実施いたします。

近年多発する豪雨災害を受け、林道明神線のり面の安全対策事業を実施するとともに、団地

間伐や作業道等の開設への支援など、一般造林事業も行ってまいります。

次に、第5のテーマは「福祉・健康」であります。

ここでは「すべての住民が笑顔になれるやさしさにあふれるまち」を目指し、取組を進めてまいります。

5-1. 子育てでは、新年度も引き続き「子育てファーストタウンたるい」として、今後の社会を担う子供や子育て世代への支援を行ってまいります。

新年度では、町立こども園において米飯の提供を実施いたします。現在、3歳以上につきましては週3日、家庭から米飯を持参していただいておりますが、新年度より園において米飯を提供いたします。温かく栄養バランスの取れた給食を安定的に提供し、食育の充実を図るとともに、御家庭での負担軽減、物価高騰の影響を受ける子育て世代の経済的負担を軽減いたします。

また、新年度からこども誰でも通園制度を開始いたします。本制度は、保護者の就労状況に関わらず、ゼロ歳6か月から3歳未満の子供が保育所などを利用できる仕組みで、子供の健やかな成長と社会経験の機会を創出してまいります。

あわせて、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を継続してまいります。まず、妊娠期に係る支援といたしましては、妊婦のための支援給付事業、妊婦健康診査費の助成、保険適用の不妊治療費の助成などによる経済的支援と相談支援を、産後には、乳幼児健康診査、1か月児健診、産婦健診、子育て世帯訪問サポート事業などにより、母子の健康維持や家事のサポートを行ってまいります。

その後は、児童手当による経済的支援並びに認定こども園の適正な管理及び一時保育事業、病児・病後児保育事業、医療的ケア児の受入れなど、子供の健やかな育ちを支援するとともに、小学校入学後は、留守家庭児童教室により保護者の方に安心して就労いただける良質な保育環境を提供してまいります。

また就学前児童の発達を支援するため、児童発達支援事業所「いずみの園」やことばの教室の運営を継続いたします。特に新年度は、宮代・表佐・垂井東・府中こども園及び子育て支援センターさくらんぼ、いずみの園において、リース方式による照明LED化改修事業を行い、よりよい保育環境の整備を行ってまいります。

5-2. 高齢福祉では、新年度は特に高齢福祉施策の拠点である生きがいセンターやデイサービスセンターの照明設備のLED化を行い、明るく快適な施設環境を整備することで、利用者の皆様がより安心して集うことができる福祉環境の充実に取り組んでまいります。

また、老人クラブ活動への支援やふれあい長寿フェアの開催、長寿者褒賞事業、長寿お祝い商品券発行事業などの長寿をお祝いする事業を継続するとともに、タクシー券の助成や介護予防・生活支援事業につきましても引き続き行ってまいります。

次に、介護保険といたしましては、引き続き在宅の高齢者に対し、紙おむつの購入に要する経費の一部を助成し、在宅介護の負担軽減を図ってまいりますとともに、介護予防・生活支援

サービス事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業、地域包括支援センターの運営充実などを行い、介護保険事業の充実に向けた取組を進めてまいります。

また、安否情報が共有できる見守りシールの配付やGPS機器の導入支援、認知症高齢者等見守り事業の登録者が起こした事故の損害を賠償するための個人賠償責任保険事業などを継続してまいります。

5-3. 障がい福祉では、障がいをお持ちの方の福祉の増進を図るため、障害福祉サービス費等給付事業、地域生活支援事業、自立支援医療費等事業、障害児施設給付費等給付事業及び障害者福祉手当支給事業など各種給付事業を実施してまいります。

また、高齢福祉分野と同様に、見守りシールの配付による見守り体制の強化や登録者が起こした事故の損害を賠償するための個人賠償責任保険事業により、御本人と御家族の安全・安心を支える取組を継続してまいります。

あわせて、福祉事業所けやきの家事業により、障がいをお持ちの方の日中活動及び就労の場の提供を継続してまいります。

また、ひきこもり対策においては、近隣市町と共同でメタバース（仮想空間）を活用した相談支援事業を行い、当事者の方や御家族と社会がつながる場所を創出してまいります。

5-4. 健康・医療では、健康相談・健康教室、栄養教室などの事業を展開し、健康づくりを推進してまいりますとともに、各種がん検診など疾病予防対策の取組についても進めてまいります。

また、子供等に係ります医療費の自己負担額を助成する福祉医療費助成事業につきましても、18歳到達後の3月までの医療費助成を引き続き実施してまいりますとともに、マイナ保険証と福祉医療費システムの連携に向けたシステム改修なども行ってまいります。

予防接種事業につきましては、新生児が罹患すると重篤な肺炎や気管支炎などが生じることもございますRSウイルスに対するワクチン接種が定期接種化されることを受け、当該接種を追加してまいりますとともに、在宅当番医を郡医師会に委託するなど、安心して診療が受けられる体制も維持してまいります。

次に、国民健康保険につきましては、1人当たりの医療費が増加傾向にある中で、健全財政を維持していくため、特定健康審査や特定保健指導の実施など、効果的な保健事業の推進に努めてまいります。また、自殺対策の取組も継続してまいります。

次に、第6のテーマは「教育・文化」でございます。

ここでは「ふるさとへの誇りと愛着をもった人材（人財）を育てるまち」を目指してまいります。

6-1. 学校教育では、新年度におきましてはGIGAスクール構想によるICTの積極的な活用を推進するため、令和7年度に更新をいたしましたGIGAスクール用タブレット端末とクラウド型授業支援アプリ、教材機能付デジタル教科書、大型ディスプレイなどを効果的に

活用することにより個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ってまいります。

あわせて、児童・生徒への学習支援やいじめ・不登校に対応した特別支援教育指導員、幼児教育指導員、スクールアドバイザー及び教育支援員などを配置し、教育支援環境の充実に努めてまいります。

また、学校、保護者及び地域が協働しながら子供たちの豊かな成長を支えるため、学校支援ボランティアへの登録を進め、コミュニティ・スクールとしての教育活動を充実してまいります。

教育環境の整備につきましては、児童・生徒が日常的に利用いたします小学校・中学校の校舎のLED化改修事業を実施いたします。LED照明器具の導入により、児童・生徒の視力保護や学習への集中力向上を図り、子供たちが健やかに学べる教育環境を実現してまいります。

また、学校給食におきましては、地場産物を積極的に使用するとともに、食缶など配膳備品の更新や施設修繕など、衛生管理の徹底を図りながら安全・安心な給食の提供に取り組んでまいります。また物価高騰により給食に係ります食材費が増加いたしておりますことから、令和8年1月に給食費を小・中学校ともに500円引上げをいたしましたが、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、こちらの高騰分を含め、引き続き小・中学校の給食費無償化事業を行ってまいります。

6-2. 青少年育成では、地域子ども教室推進事業により、スポーツや文化活動を通じて心豊かでたくましい子供を地域で育むための取組を進めてまいりますとともに、青少年活動支援事業により、町子ども会育成連絡協議会、町VY Sの活動などへの支援も行ってまいります。

あわせて、地区まちづくり協議会をはじめ、青少年育成推進委員等と連携を図りながら、青少年健全育成地区民大会の開催を通して青少年の健全な育成につなげてまいります。

6-3. 生涯学習では、生き生き学級などの生涯学習推進事業を進めてまいります。また、誰もが楽しく学び、活動し、人と人が交流する地域のにぎわい拠点であるワイワイプラザ垂井での事業展開により、子供から高齢者まで多様な活動を通じた地域活性化を図ります。

文化会館におきましては、町展、文化講演会、青少年芸術鑑賞会及び音楽祭等の自主事業についても実施してまいります。

タルイピアセンターにおきましては、引き続き図書館資料の収集などに取り組み、快適な学習環境の整備を図ります。

次に、生涯スポーツといたしましては、第3次生涯スポーツ振興計画に基づき、町体育協会への支援など、スポーツ団体等の育成支援事業を進めてまいりますとともに、スポーツ推進委員のイベントへの補助などを通して、町民の皆様の健康づくりや仲間づくりを支援してまいります。

新年度はスポーツ大会出場に係る補助金の制度を見直しますとともに、引き続き中学校部活動の地域移行に伴い、専門的な指導を受けられる環境に対する支援を行い、子供たちの多様な成長を支援してまいります。

6-4. 文化では、新年度におきましては、引き続き国指定史跡である美濃国府跡地の公有地化に向け、取組を進めてまいります。また菩提山城跡総合調査事業においては、令和7年度の調査において、菩提山城が軍事施設と居住施設の両面を併せ持つ全国的にも珍しい山城であると判明をいたしました。新年度は、引き続き発掘調査及び資料調査を行うとともに、国指定史跡への取組を進めてまいります。

あわせて、歴史文化等継承事業といたしましては、引き続き企画展の開催や文献資料等の収集などを行ってまいります。新年度につきましては、竹中半兵衛公に関連する題材の企画展や菩提山城跡の調査などにより、町の文化的魅力を発信してまいります。この菩提山城跡の調査等は、文化財保護にとどまらず、林業振興、観光振興、スポーツ振興と連携した取組でございまして、歴史的資源と森林資源を生かした戦国武将観光の拠点として新たな価値を創出してまいります。これは文化財・林業・観光・スポーツという多分野にわたる新結合の実践であり、本町の豊かな歴史資源と自然資源を有機的に結びつける取組でございます。

また、垂井曳軸保存会、南宮大社神事芸能保存会及び表佐太鼓踊り保存会など、郷土芸能保存団体等への支援につきましても引き続き行ってまいります。

次に、第7のテーマにつきましては「行財政運営」であります。

ここでは「総合計画を実行・実現できるまち」を目指してまいります。

7-1. 行政運営では、第6次総合計画の実施状況の検証及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、これからの垂井町のまちづくりの基本構想を定める第7次総合計画の策定に着手いたします。

また、DXによる便利で快適なまちづくりのため、オンライン申請の拡充や自治体向け生成AIシステムの導入などにより、町のDXの推進に向けた取組を進めるとともに、令和8年4月からは庁舎の閉庁時間を18時15分までから17時までに見直すなど、職員の働き方改革も進めてまいります。

7-2. 財政運営では、財政基盤の健全性確保のため、廃棄物処理の広域化に向け、基金への積立てを行うなど、基金、町債及び公債費の適正な管理も含めて計画的な財政運営に努めてまいります。

あわせて、地方公会計財務書類の整備を行うなど、財政の見える化を意識した取組を進めながら、資産や債務、施設の維持コストなどを適正に把握し、事業の選択と集中を行ってまいります。

そのほか、相続財産清算人制度などの導入により、相続人のいない固定資産等についても適切に売却等を推進することで適正・公平な課税・徴収業務の推進に努め、税収の確保に取り組んでまいります。

7-3. タウンプロモーション・移住定住では、若年層の移住・定住の促進及び安定した住宅環境による子育て支援を行うため、住宅の新築、購入に係ります支援を引き続き実施してまいります。

また、近隣自治体や企業とも連携しながら婚活支援事業を引き続き実施するとともに、若者の出会いの場の創出を図ってまいります。

また、官民連携を図りながら、まちの持つ魅力や施策・情報を町内外へ発信し、関係人口の創出とシビックプライドの醸成を図るとともに、都市圏においては本町の魅力を満載したリーフレットなども活用し、本町に関心を持つ関係人口の創出や移住・定住を促進する事業を展開してまいります。

そのほか、ふるさと納税の推進により、自主財源の確保に併せ、関係人口の創出に努めてまいります。

以上が令和8年度の予算の大要及び重点的に取り組む施策であります。行政が積極的に行動いたしますことで、水面に波が立つように変化が生まれます。その変化が町民や企業、そして本町に関心を持っていただいた皆様の心に響き、これまで以上に積極的に地域づくりに関わっていただくことで新たな展開が生まれ、さらなる価値創造へとつながります。

私は、こうした行政・民間の協働によりまして、好循環により本町を新たな価値創造の場として多様なチャレンジを応援・発展させてまいりたいと考えております。

町長就任以来、現場に出向き、現物に直接触れ、現実を捉えるという三現主義を貫いてまいりました。これからもこの姿勢を堅持し、皆様の声に真摯に耳を傾けながら本町の社会課題に官民連携で挑み、この美しい、すばらしい垂井町を未来へつなぐ責務を果たしてまいる所存でございます。

以上、町政運営に関します私の所信の一端と令和8年度における主な施策について申し上げましたが、町民の皆様並びに議員各位のさらなる御理解と御協力を心よりお願い申し上げ、新年度の町政に臨む私の施政方針といたします。

それでは、議第13号から議第20号までの令和8年度各会計の詳細につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分なる御審議の上、御賛同賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、議第13号 令和8年度垂井町一般会計予算につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ102億4,000万円といったすものでございます。

第1表、歳入歳出予算の5ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款1 議会費でございます。項1 議会費で8,582万3,000円を計上いたしました。議会運営に係る経費でございます。

款2 総務費では15億575万6,000円を計上いたしました。

項1 総務管理費の12億6,554万6,000円は、主に特別職などの人件費、庁舎等の維持管理、広

報、電算、まちづくりセンターなどに係る経費でございます。令和8年度は、府中地区まちづくりセンター移転事業で1億5,766万2,000円を、第7次総合計画策定事業で1,017万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

項2 徴税費の1億6,606万6,000円は、主に税の賦課徴収などに係る費用でございます。

項3 戸籍住民基本台帳費の6,945万7,000円、主に戸籍住民基本台帳、マイナンバーなどに係る経費でございます。

項4 選挙費256万円は、令和8年度は主に岐阜県議会議員選挙の準備などに係る経費でございます。

項5 統計調査費の149万7,000円、令和8年度は主に経済センサスなどに係る経費でございます。

項6 監査委員費の63万円は、監査委員及び監査事務に係る経費でございます。

款3 民生費でございます。39億796万7,000円の計上でございます。

項1 社会福祉費の21億3,502万円、主に福祉医療、高齢者福祉、障がい者福祉などに係る経費でございます。令和8年度は福祉医療費の助成事業に2億8,567万8,000円を、老人福祉センター運営事業で797万8,000円を、障害福祉サービス等給付事業で5億1,560万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

項2 児童福祉費17億7,294万2,000円でございます。主に児童発達支援事業、こども園、子育て支援センター、留守家庭児童教室の運営管理、児童手当などに関する経費でございます。令和8年度は、児童発達支援事業で4,978万6,000円、児童手当支給事業で5億1,619万1,000円、留守家庭児童教室の運営事業で7,688万7,000円などを計上しております。また、令和8年度から町立こども園米飯提供事業として、町立こども園におきまして、従来給食の際、米飯を家庭から御持参をいただいております3歳以上児に対して、町において米飯の提供を実施してまいります。

項3 災害救助費につきましては5,000円の計上でございます。

款4 衛生費でございます。7億7,028万1,000円でございます。

項1 保健衛生費の3億6,369万7,000円は、主に公害対策、斎場管理、保健センターの運営などに係る経費でございます。令和8年度は、母子保健に係りますこども家庭センターで2,932万2,000円、予防接種事業で8,460万3,000円などを計上いたしております。

項2 清掃費4億658万4,000円でございます。廃棄物の減量、ごみ収集、クリーンセンター、エコパークの管理運営などに係る経費でございます。令和8年度はごみ処理施設の最適な維持管理に7,000万円、エコパーク施設運営事業に2,139万5,000円などを計上いたしております。また、令和8年4月から各地区ごみステーションでのプラスチック製容器包装の分別収集及び再資源化処理を実施をいたしてまいります。

款5 労働費、項1 労働諸費では251万円を計上しております。勤労者、離職者支援事業などに関する経費を計上いたしております。

款 6 農林水産業費 3 億9,611万4,000円を計上しております。

項 1 農業費の 3 億6,218万8,000円は、農業の振興、農業施設等の整備などに係る経費でございます。令和 8 年度は、北部幹線農道整備事業に4,414万4,000円、ため池整備事業に3,339万6,000円、ほ場整備事業に1,580万円などを計上いたしております。

項 2 林業費3,392万6,000円、森林の適正な整備・保全などに係る経費でございます。令和 8 年度は林業振興事業に1,285万9,000円などを計上いたしております。

款 7 商工費、項 1 商工費では 1 億2,671万3,000円を計上いたしました。令和 8 年度は、企業立地促進事業に2,721万6,000円、イベント実施団体への助成事業628万1,000円などを計上いたしております。また、垂井町ビジネス拠点施設「コネクトベース垂井」楽しい地方共創推進事業で、起業支援セミナーや創業相談に基づく伴走型支援、実証実験、事業者マッチング、3Dプリンターを活用したものづくりに関するワークショップなどを実施をいたしてまいります。

款 8 土木費11億1,601万1,000円の計上でございます。

項 1 土木管理費の6,309万6,000円は、道路台帳の管理、法定外公共物の管理業務などに係る経費でございます。

項 2 道路橋りょう費 3 億5,914万9,000円でございます。道路や橋梁の維持・新設・改良、除雪対策などに係る経費でございます。令和 8 年度は、幹線道路の整備促進、安全・安心な生活道路の改良事業に 2 億8,820万円、道路構造物定期点検・補修事業に2,580万円などを計上いたしております。

項 3 河川費の1,879万4,000円、主に河川の維持管理及び自然災害対策などに係る経費でございます。

項 4 都市計画費 6 億3,578万4,000円、都市的土地利用、都市公園及び駅周辺施設の整備・維持管理などに係る経費でございます。令和 8 年度は、土地区画整理支援事業に2,460万円、都市政策立案事業に1,000万円などを計上しております。

項 5 住宅費3,918万8,000円でございます。町営住宅管理事業などに係る経費でございます。

款 9 消防費、項 1 消防費 5 億3,265万8,000円を計上しております。令和 8 年度は、消防団員の資質向上に3,058万1,000円を、消防設備の充実に2,880万円をそれぞれ計上しております。

款10教育費でございます。10億5,965万6,000円の計上でございます。

項 1 教育総務費の 2 億3,188万6,000円は、教育長をはじめとした教育委員に係る経費、英語教育、特別支援教育、教育支援センターなどに関する経費でございます。令和 8 年度は、給食費無償化事業に 1 億1,000万円などを計上いたしております。

項 2 小学校費 2 億5,029万7,000円、小学校における教育の充実、施設の維持管理などに関する経費でございます。令和 8 年度は、小学校の I C T 教育環境の充実に3,439万2,000円、小学校校舎の L E D 化改修事業に892万2,000円などを計上いたしております。

項 3 中学校費は、小学校費と同様の経費として9,839万9,000円の計上でございます。令和 8 年度は、中学校の I C T 教育環境の充実に1,369万1,000円、中学校の校舎の L E D 化改修に

242万6,000円などを計上いたしております。

項5社会教育費でございます。3億541万8,000円の計上でございます。令和8年度は、美濃国府跡公有地化事業に7,090万1,000円、菩提山城跡総合調査事業に1,153万5,000円、ワイワイプラザ垂井にぎわい創出事業に2,576万4,000円などを計上いたしております。

項6保健体育費では1億7,365万6,000円の計上でございます。各種スポーツ大会、学校開放、町体育施設の運営、学校給食センターの管理運営などに関する経費でございます。

款11災害復旧費では、項1農林水産施設災害復旧費から項4その他公共施設災害復旧費までを合わせ、令和7年度と同額4万8,000円の計上でございます。

款12公債費、項1公債費では7億645万9,000円の計上でございます。

款13諸支出金の項1普通財産取得費では、令和7年度と同額4,000円でございます。

款14予備費の項1予備費につきましても、令和7年度と同額3,000万円の計上でございます。

以上、歳出合計102億4,000万円でございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

2ページのほうを御確認いただきますようお願いいたします。

款1町税でございます。38億2,617万円の計上でございます。

項1町民税は15億4,927万8,000円、対前年度比4,608万7,000円の増でございます。

項2固定資産税20億2,822万7,000円、対前年度比4,951万4,000円の増でございます。

項3軽自動車税8,967万6,000円、環境性能割が廃止となる見込みであることから、対前年度比で293万3,000円の減と計上しております。

項4町たばこ税1億5,898万9,000円、対前年度比1,139万5,000円の増でございます。

続きまして、款2地方譲与税から款11交通安全対策特別交付金までにつきましては、国もしくは県の予算の枠の範囲内で市町村の一定の条件の中で配分されるものでございます。前年度、前々年度の実績により算出をいたしております。このうち、款10地方交付税、項1地方交付税では18億5,000万円の計上でございます。対前年度比5,000万円の増でございます。

款12分担金及び負担金の項2負担金では3,838万3,000円の計上でございます。主なものとしては、こども園3歳未満児の保育料などでございます。

款13使用料及び手数料2億412万5,000円の計上でございます。

項1使用料は1億177万8,000円でございます。主なものとして、留守家庭児童教室の保育料、斎場施設の使用料、住宅の使用料、道路の占用料などが上げられます。

項2手数料につきましては1億234万7,000円でございます。主なものとして、税、戸籍、住民票などの証明手数料、一般廃棄物の処理手数料などが上げられます。

款14国庫支出金では12億1,631万7,000円の計上でございます。

項1国庫負担金8億5,813万1,000円でございます。主なものとして、児童手当国庫負担金、障害者自立支援給付費国庫負担金などがございます。

項2国庫補助金は3億4,932万2,000円でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交

付金、地域未来交付金、社会資本整備総合交付金、文化財保存事業補助金などが上げられます。

項3委託金は886万4,000円でございます。主なものといたしまして、国民年金の事務費交付金などが上げられます。

款15は県支出金でございます。7億8,861万1,000円の計上でございます。

項1県負担金では3億8,208万3,000円でございます。主なものとして、子どものための教育・保育給付費交付金、児童手当県負担金、障害者自立支援給付費等県負担金などが上げられます。

項2県補助金は3億5,839万7,000円、主なものとして、子ども・子育て支援事業費補助金、福祉医療費助成事業補助金、農業農村整備事業補助金、給食費負担軽減交付金などが上げられます。

項3委託金は4,813万1,000円、主なものとしては県民税徴収委託金などがございます。

款16財産収入でございます。1,431万2,000円の計上でございます。

項1財産運用収入は1,431万円、各種基金の利子収入などがございます。

項2財産売却収入は2,000円でございます。

続きまして、款17寄附金、項1寄附金では1億661万3,000円の計上で、主なものとしては、ふるさと納税などがございます。

款18繰入金5億2,000万2,000円を計上いたしております。

項1特別会計繰入金は2,000円でございます。

項2基金繰入金は5億2,000万円、財政調整基金をはじめとした各種基金からの繰入金でございます。

款19繰越金は、項1繰越金で令和7年度と同額2億円の計上でございます。

款20諸収入では3億1,275万9,000円を計上いたしております。

内訳としまして、項1延滞金、加算金及び過料で150万円を、項2町預金利子で1,000円を、項3貸付金元利収入で4万1,000円を、項5雑入で9,401万7,000円を、項6受託事業収入で2億1,720万円をそれぞれ計上いたしました。

款21町債では、項1町債で2億5,000万円の計上でございます。

以上、歳入合計102億4,000万円でございます。

表紙1ページに戻っていただきまして、第2条の債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為ができる事項、期間、限度額に関しましては、第2表のとおりでございます。

お手数ですが、7ページのほうをお開きをいただきますと第2表が出てまいります。

7ページのほうに、1つは第7次総合計画策定支援事業、もう一つ、岐阜県議会議員選挙及び町長・町議会議員選挙ポスター掲示場設置・撤去業務がそれぞれ債務負担行為をお願いいたします。

もう一度お手数ですが、表紙に戻っていただきまして、第3条は地方債でございます。地方

自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきまして第3表で記載をいたしております。

先ほどの7ページの次のページの8ページを御覧いただきますと、地方債の一覧、第3表が出てまいります。宮代地区まちづくりセンター空調設備改修事業を含め11事業、合計が2億5,000万円の借入を予定するものでございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございますので、お目通しをいただきますようお願い申し上げます。

表紙に戻っていただきまして、第4条は一時借入金でございます。一時借入金の最高額は5億円とさせていただきますのでございます。

最後、第5条でございます。歳出予算の流用。歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。各項に計上した給料、職員手当等、共済費につきまして、予算額に過不足が生じた場合には、同一の款内でこれらの経費を各項の間で流用ができるという旨を定めるものでございます。

これで1ページ終わりましたが、最後に143ページから147ページまでは給与費明細書を、148ページには債務負担に関する調書を、149ページには地方債の見込みに関する調書をそれぞれ添付をいたしておりますので、お目通しのほうをよろしくをお願い申し上げます。

以上、長くなって申し訳ございません。議第13号 令和8年度垂井町一般会計予算につきましての補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解をいただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） しばらく休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

引き続き、補足説明を求めます。

岡野文紀住民課長。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） 私からは、住民課が所管いたします議第14号と議第18号の特別会計予算2件につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第14号 令和8年度垂井町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

青色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億3,000万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出の予算、3ページをお願いいたします。あわせて、予算資料は5ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費3,242万8,000円でございます。国民健康保険の事務に係ります職員の人件費や資格管理、給付事務など、事業運営に係る経費を計上しております。

次に、項 2 徴税費213万5,000円でございます。国民健康保険税の徴収に係ります経費を計上しております。

次に、項 3 運営協議会費 5 万1,000円でございます。国民健康保険の運営につきまして審議していただく協議会の開催に係る経費を計上しております。

続きまして、款 2 保険給付費、項 1 療養諸費15億7,002万1,000円でございます。医療費における保険者負担金等でございます。1人当たり医療費が高くなる傾向の中、被保険者数の減少による影響を想定しながら、実績の数値も参考に算出しております。

次に、項 2 高額療養費 2 億4,040万円でございます。療養諸費と同様、実績の数値を参考に算出しております。

次に、項 3 移送費1,000円でございます。科目設定として計上しております。

次に、項 4 出産育児諸費500万3,000円でございます。出産育児一時金を支給する費用でございますが、実績数値を踏まえて予算額を計上しております。

次に、項 5 葬祭諸費225万円でございます。葬祭費を支給する費用でございますが、実績の数値を参考に算出しております。

続きまして、款 3 国民健康保険事業費納付金でございます。国民健康保険の事業に要する費用を集めるため、県が国民健康保険事業費納付金を算定し、各市町村が県へ納付するものでございます。

項 1 医療給付費分 4 億2,338万5,000円でございます。岐阜県が各市町村に交付する保険給付費等交付金の財源に充てるもので、医療給付費分として県に納付するものでございます。

次に、項 2 後期高齢者支援金等分 1 億4,311万5,000円でございます。後期高齢者医療制度を支えるための財源として県に納付するものでございます。

次に、項 3 介護納付金分4,209万7,000円でございます。40歳以上64歳以下の被保険者が負担する分で、介護保険制度を支えるため財源として県に納付するものでございます。

次に、項 4 子ども・子育て支援納付金分1,441万4,000円でございます。少子化対策として国が実施する子育て支援策の財源を社会全体で安定的に確保するための新しい制度で、令和8年度より被保険者の方から徴収し、県に納付するものでございます。

続きまして、款 4 保健事業費、項 1 保健事業費110万5,000円でございます。被保険者の健康増進等の事業、医療費通知に係る経費でございます。

次に、項 2 特定健康診査等事業費2,048万7,000円でございます。特定健康診査及び特定保健指導に関する経費でございます。

続きまして、款 5 基金積立金、項 1 基金積立金225万円でございます。基金の利子分を計上しております。

続きまして、款 6 公債費、項 1 公債費12万8,000円でございます。一時借入金に係ります利

子でございます。

続きまして、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金200万1,000円でございます。国民健康保険税過年度分還付金及び過年度国庫支出金返還金等でございます。

続きまして、款8予備費、項1予備費2,872万9,000円でございます。

以上、歳出合計25億3,000万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出予算の2ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は引き続き5ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税4億3,614万円でございます。国民健康保険税は、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分から成っておりますが、令和8年度からは新たに子ども・子育て支援納付金分が加わります。被保険者数が減少傾向にある中、被保険者数見込みと加入者の所得の予測により計上いたしました。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料15万円でございます。国民健康保険税に係ります督促手数料でございます。

続きまして、款3国庫支出金、項2国庫補助金608万2,000円でございます。子ども・子育て支援金に係るシステム改修業務に対する補助金等でございます。

続きまして、款6県支出金、項1県補助金18億4,466万7,000円でございます。福祉医療制度により保険給付費が波及して増加する分について、国庫負担金が減額調整された分の補助であります国庫負担金減額措置対策費補助金、また保険給付に要した費用が交付される普通交付金、特定健康診査等負担金の特別交付金でございます。

続きまして、款8財産収入、項1財産運用収入225万円でございます。国民健康保険基金の利子分を計上しております。

続きまして、款9繰入金、項1他会計繰入金1億3,639万8,000円でございます。一般会計からの繰入金で、保険基盤安定、未就学児均等割保険税、職員給与費等、産前産後保険税、財政安定化支援事業のそれぞれに係る繰入金、また福祉医療制度により保険給付費が波及して増加する分について、国庫負担金が減額調整された分を補填するため繰り入れるその他一般会計繰入金でございます。

次に、項2基金繰入金1,000円でございます。歳出予算の執行に伴い、財源不足の際の対応のため、基金取崩しの科目設定として計上しております。

続きまして、款10繰越金、項1繰越金1億79万7,000円でございます。前年度繰越金でございます。

続きまして、款11諸収入、項1延滞金、加算金及び過料100万3,000円、項2町預金利子1,000円、項3雑入251万1,000円でございます。雑入につきましては、第三者行為の求償額等を計上しております。

以上、歳入の合計25億3,000万円でございます。

次に、議案書1ページにお戻りをお願いいたします。

第2条の一時借入金でございますが、借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

なお、19ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、議第14号 令和8年度垂井町国民健康保険特別会計予算の補足説明でございます。

続きまして、議第18号 令和8年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

紫色の表紙でございます。こちらでございます。1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,900万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料は8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費716万3,000円でございます。事務に係ります職員の人件費、資格確認書等の更新などに係ります経費を計上しております。

次に、項2徴収費103万2,000円でございます。保険料の徴収に係ります経費を計上しております。

続きまして、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金5億3,691万4,000円でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、保険料等負担金、事務費負担金でございます。

続きまして、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金52万円でございます。保険料の過年度分還付金でございます。

次に、項2繰出金1,000円でございますが、科目設定として計上しております。

続きまして、款5予備費、項1予備費337万円でございます。

以上、歳出の合計5億4,900万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

歳入歳出予算の2ページをお願いいたします。あわせまして、予算資料はそのまま8ページをお願いいたします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料4億2,565万円でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合に納付すべき保険料を計上しております。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料5万1,000円でございます。保険料に係ります督促手数料を計上しております。

続きまして、款3後期高齢者医療広域連合支出金、項1委託金52万円でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合からの委託金で、保険料の還付に係ります償還金及び還付加算金委託金でございます。

続きまして、款4繰入金、項1一般会計繰入金1億1,940万6,000円でございます。一般会計から繰り入れるもので、職員給与費等の経費に係る事務費繰入金、保険料の軽減分で保険基盤安定制度としての保険基盤安定繰入金でございます。

続きまして、款5繰越金、項1繰越金337万円でございます。前年度の繰越金でございます。

続きまして、款6諸収入、項1延滞金、加算金及び過料1,000円、項2預金利子1,000円、項3雑入1,000円、いずれも科目設定として計上しております。

以上、歳入の合計5億4,900万円でございます。

なお、予算書の10ページからは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第18号 令和8年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明でございます。

以上、住民課所管に係ります2つの特別会計の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 酒井明美健康福祉課長。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第15号から議第17号までの令和8年度特別会計予算3件について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第15号 令和8年度不破郡介護認定審査会特別会計予算について御説明をさせていただきます。

緑色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,260万円と定めるものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお開きください。また、併せて予算資料6ページを御覧ください。

款1認定審査費、項1認定審査費1,254万6,000円は、認定審査委員の報酬、職員の人件費などを計上しております。

款2予備費、項1予備費は5万4,000円を計上しております。

以上、歳出合計1,260万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

款1分担金及び負担金、項1負担金は406万2,000円を計上しております。当審査会につきましては、関ヶ原町と共同で設置、運営を行っており、こちらは関ヶ原町の負担分でございます。

款3繰入金、項1他会計繰入金は843万7,000円を計上しております。これは垂井町の負担分で、一般会計からの繰入れをお願いするものでございます。

款4繰越金、項1繰越金は前年度繰越金で10万円を、款5諸収入、項1町預金利子は1,000円を計上しております。

以上、歳入合計1,260万円でございます。

なお、8ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第15号 令和8年度不破郡介護認定審査会特別会計予算でございます。

続きまして、議第16号 令和8年度垂井町介護保険特別会計予算について御説明させていただきます。

サーモン色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億円と定めるものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1表、歳入歳出予算の4ページをお開きください。また、併せて予算資料7ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費4,490万1,000円は、職員の人件費や事務費、認知症高齢者等見守り支援事業などの経費や、新たにひとり暮らし高齢者等の緊急通報システムのセンター装置の更新に係る経費を計上しております。

項2徴収費62万6,000円は、保険料に係ります納付書の印刷費や郵送料を計上しております。

項3認定審査費1,095万9,000円は、職員の人件費、主治医意見書作成等手数料、介護事業所への介護認定調査委託料などを計上しております。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費26億7,626万円は、要介護の方が利用される介護サービスに係る給付費を計上しております。

項2介護予防サービス等諸費5,040万円は、要支援の方が利用される介護予防サービスに係る給付費を計上しております。

項3サービス給付費諸費220万円は、国保連合会への審査支払手数料を計上しております。

項4高額介護サービス等費5,370万円は、同月内で利用した介護サービスに係る自己負担額の合計が一定の上限額を超えた際の給付費を計上しております。

項5特定入所者介護サービス等費5,610万円は、施設サービス等を利用された場合の居住費等につきまして、所得に応じた自己負担の合計額を超えた際の給付費を計上しております。

項6高額医療合算介護サービス等費960万円は、介護保険と医療保険の年間の自己負担額の合計が一定の上限額を超えた際の給付費を計上しております。

項7市町村特別給付費300万円は、高齢者紙おむつ等購入費助成事業に係る費用を計上しております。

款3財政安定化基金拠出金、項1財政安定化基金拠出金1,000円は、県への拠出金を計上しております。

款4地域支援事業費、項1一般介護予防事業費767万9,000円は、フレイル予防、要介護の重度化防止の観点から行う介護予防事業に関する経費を計上しております。

項2包括的支援事業・任意事業費989万9,000円は、認知症対策事業、生活支援体制整備事業などの経費を計上しております。

項3 介護予防・生活支援サービス事業費3,759万9,000円は、要支援の方等を対象にした訪問型及び通所型サービスの負担金や介護予防ケアマネジメント委託料を計上しております。

款5 基金積立金、項1 基金積立金38万4,000円は、介護保険基金の利子分を計上していません。

款6 予備費、項1 予備費は1,614万円を、款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金は2,055万1,000円をそれぞれ計上しております。

項2 繰入金では、過年度分の一般会計からの繰入金を精算するため、科目設定として1,000円を計上しております。

以上、歳出合計30億円でございます。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

款1 保険料、項1 介護保険料6億4,680万4,000円は、第1号被保険者の介護保険料を計上しております。

款3 使用料及び手数料、項2 手数料3万6,000円は督促手数料でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金5億1,029万9,000円は、介護給付費国庫負担金を計上しております。

項2 国庫補助金1億881万1,000円は、調整交付金及び高齢者の自立支援重度化防止等に必要となる取組に対して交付される保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金を計上しております。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金7億8,125万7,000円は、第2号被保険者の保険料として診療報酬支払基金からの交付金を計上しております。

款6 県支出金、項1 県負担金4億1,538万7,000円は、介護給付費県負担金を計上していません。

項2 財政安定化基金支出金は1,000円でございます。

項3 県補助金1,009万9,000円は地域支援事業費の県交付金を計上しております。

項4 委託金は1,000円でございます。

款7 財産収入、項1 財産運用収入38万4,000円は基金の利子を計上しております。

款9 繰入金、項1 一般会計繰入金4億2,109万5,000円は一般会計からの繰入金で、介護給付費繰入金、事務費等繰入金、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減繰入金を計上していません。

項2 基金繰入金は1,300万円を計上しております。

款10 繰越金、項1 繰越金8,545万7,000円は前年度繰越金を計上しております。

款11 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料は2,000円を、項2 預金利子は1,000円をそれぞれ計上しております。

項3 雑入736万5,000円は、介護予防サービス計画等に係る収入を計上しております。

款12町債、項1財政安定化基金貸付金は1,000円でございます。

以上、歳入合計30億円でございます。

それでは、1ページにお戻りください。

第2条では、一時借入金の借入れ最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条では、歳入予算の流用について定めるものでございます。

なお、24ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第16号 令和8年度垂井町介護保険特別会計予算でございます。

続きまして、議第17号 令和8年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算について御説明させていただきます。

びわ色の表紙でございます。1ページを御覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ108万円と定めるものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお開きください。また、併せて予算資料8ページ上段を御覧ください。

款1認定審査費、項1認定審査費108万円は、認定審査委員の報酬と事務費を計上しております。

以上、歳出合計108万円でございます。

続きまして、歳入でございます。

2ページを御覧ください。

款1分担金及び負担金、項1負担金は30万4,000円を計上しております。当審査会につきましては、関ヶ原町と共同で設置、運営を行っており、こちらは関ヶ原町の負担分でございます。

款3繰入金、項1他会計繰入金は73万1,000円を計上しております。こちらは垂井町の負担分で、一般会計から繰入れをお願いするものでございます。

款4繰越金、項1繰越金は前年度繰越金で4万5,000円を計上しております。

以上、歳入合計108万円でございます。

なお、8ページに給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第17号 令和8年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算でございます。

以上、健康福祉課が所管いたします議第15号から議第17号まで、令和8年度特別会計予算3件に係ります補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 川瀬桂一郎上下水道課長。

〔上下水道課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） 私からは、上下水道課が所管いたします議第19号及び議第20号の企業会計予算2案件につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第19号 令和8年度垂井町水道事業会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書は黄色の表紙になります。1ページを御覧ください。あわせて、3ページから15ページにかけて当初予算実施計画明細書を添付しておりますので、御覧ください。

第2条では、業務の予定量を記載しております。給水件数1万656件、年間総配水量は376万7,000立方メートル、一日平均配水量は1万320立方メートルを見込んでおります。主要な建設改良事業といたしましては、建設改良事業におきまして、国道21号、朝倉口に架かっております前川橋水道橋布設替設計業務委託や下水道事業に伴う配水管布設替工事といたしまして、府中及び綾戸地内において延長2,380メートルの実施を予定しております。また、梅谷地内配水管布設替工事や栗原給水区域統合に伴う配水管布設替工事など2億7,280万円を計上しております。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

まず初めに、収入の予定額でございます。

実施計画明細書は3ページからになります。

第1款水道事業収益4億7,353万2,000円でございます。

内訳といたしまして、第1項営業収益では4億1,877万3,000円、水道料金や分水工事負担金、他会計からの負担金など、前年度までの実績などに基づき見込みを立てております。

第2項営業外収益では5,475万8,000円、預金利息や他会計からの補助金、長期前受金戻入を見込んでおります。

次に、第3項特別利益といたしまして1,000円を計上しております。

続きまして、支出の予定額でございます。

実施計画明細書は6ページからとなります。

第1款水道事業費用といたしまして4億9,216万1,000円でございます。

内訳といたしましては、第1項営業費用が4億4,611万6,000円、人件費を含む取水浄水施設及び配水施設等の維持管理に要する費用のほか、分水工事における受託工事費や水道事業に係る事務経費や今後の経営状況をシミュレートするためのシステム導入に係る委託料、使用料や有形固定資産減価償却費などを計上しております。

次に、第2項営業外費用といたしまして4,229万3,000円、企業債償還のための利息や消費税などでございます。

次に、第3項特別損失といたしまして20万円を計上いたしました。宅内漏水に係る減免など過年度収益を減額処理するため、前年度までの実績に基づき算出し、計上しております。

次に、第4項予備費は355万2,000円を計上いたしております。

続きまして、第4条では資本的収入及び支出の予定額を定めております。

実施計画明細書は13ページからとなります。

第1款資本的収入といたしましては2億4,389万3,000円でございます。

内訳といたしまして、第1項加入金では399万3,000円、新規給水加入金を見込んでおります。第2項工事負担金では2,400万円、公道分工事負担金を、また、第3項他会計負担金では1

億1,790万円を消火栓新設工事負担金及び公共下水道に伴います配水管の布設替工事負担金で計上しております。

第4項企業債では9,800万円を、栗原給水区域統合配水管布設替工事や北部浄水場ろ過池洗浄設備更新工事に対します地方債として見込んでおります。

議案書は次のページ、2ページをお開きください。

支出の予定額でございます。

実施計画明細書は14ページからとなります。

第1款資本的支出といたしまして4億1,083万9,000円でございます。

内訳といたしましては、第1項建設改良費では2億7,466万2,000円、前川橋水管橋の老朽化による布設替設計業務や梅谷地内での企業誘致のための開発に伴います配水管の布設、栗原給水区域統合のための配水管布設、また北部浄水場に係りますろ過池洗浄設備更新工事などでございます。

第2項企業債償還金では1億3,617万6,000円、企業債の元金償還を、また第4項返還金で1,000円を計上いたしました。

なお、第4条の括弧書きにありますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,694万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条は企業債でございます。

起債の目的は水道施設整備事業、限度額9,800万円、起債の方法は証書借入及び証券発行、利率は5%以内、償還の方法につきましては借入先の融資条件によるものとするものでございます。

第6条では、一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費4,421万4,000円とするものでございます。

第8条では、他会計からの補助金といたしまして、一般会計から補助を受ける児童手当の額を36万円とするものでございます。

第9条では、たな卸資産の購入限度額を1,427万3,000円と定めるものでございます。

なお、16ページには令和8年度予定キャッシュ・フロー計算書、17ページから20ページまでは給与費明細書、21ページ及び22ページでは令和8年度予定貸借対照表、23ページには令和7年度予定損益計算書、24ページには令和7年度予定貸借対照表を添付しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

以上、議第19号 令和8年度垂井町水道事業会計予算についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第20号 令和8年度垂井町下水道事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

議案書はオレンジ色の表紙でございます。こちらでございます。1ページを御覧ください。

あわせまして、4ページから21ページにかけて当初予算実施計画明細書を添付しておりますので、御覧ください。

第2条におきまして、業務の予定量を記載しております。公共下水道事業では、処理戸数4,546戸、年間総処理水量173万5,000立方メートル、一日平均処理水量4,753立方メートルを見込んでおります。主要な建設改良事業といたしまして、汚水管渠建設改良事業4億5,245万円では、府中及び南新井の管渠設計業務委託を、また下水管布設工事といたしまして、府中及び綾戸地内において延長247メートルの実施を予定しております。そのほか、令和7年度実施の下水道管布設工事箇所舗装復旧工事6,500平方メートル及び水道管移転補償費などの経費を計上しております。処理場建設改良事業2,213万9,000円では、浄化センターの高圧ケーブル等の耐用年数が大きく超えていること、また、汚泥棟の直流電源装置に不具合が発生していることなどから、取替えのための経費を計上させていただきました。

農業集落排水事業では、処理戸数143戸、年間総処理水量6万立方メートル、一日平均処理水量164立方メートルを見込んでおります。主要な建設改良事業といたしまして、処理場建設改良事業328万9,000円では、北部第一農業集落排水処理施設の負荷量演算器取替工事の費用を計上しております。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

初めに、収入の予定額でございます。

実施計画明細書は4ページからとなります。

第1款公共下水道事業収益では7億918万8,000円を計上しております。

内訳といたしまして、第1項営業収益では2億3,116万円で、前年度までの使用実績等に基づき算出しました下水道使用料などを見込んでおります。

第2項営業外収益では4億7,802万7,000円で、一般会計からの補助金であります他会計補助金や国県補助金、消費税還付金、長期前受金戻入などを見込んでおります。

また、第3項特別利益といたしまして1,000円を計上いたしました。

第2款農業集落排水事業収益では3,527万4,000円を計上しております。

内訳といたしましては、第1項営業収益では969万6,000円で、前年度までの世帯数の実績に基づき算出をいたしました。

第2項営業外収益は2,557万7,000円で、一般会計からの補助金であります他会計補助金や長期前受金戻入などを見込んでおります。

また、第3項特別利益といたしまして1,000円を計上いたしました。

続きまして、議案書2ページを御覧ください。

支出の予定額でございます。

実施計画明細書は8ページからとなります。

第1款公共下水道事業費用といたしまして7億311万1,000円で、内訳といたしまして、第1項営業費用が6億2,781万2,000円、人件費を含む管渠及びマンホール等の維持管理に要する費

用のほか、雨水排水路の除草及びしゅんせつ、また浄化センターの維持管理に要する費用や公共下水道事業に係る事務経費、有形固定資産の減価償却費などを計上しております。

次に、第2項営業外費用といたしまして7,213万1,000円で、企業債利息や一時借入金利息などを計上しております。

第3項特別損失といたしまして、20万円を宅内漏水の減免による過年度収益を減額処理するための費用として計上し、第4項予備費では296万8,000円を計上しております。

第2款農業集落排水事業費用といたしまして3,527万4,000円、内訳といたしましては第1項営業費用が3,401万6,000円、農業集落排水処理施設2施設の維持管理に要する経費、農業集落排水に係る事務経費及び有形固定資産の減価償却費などを計上しております。

次に、第2項営業外費用といたしまして、57万7,000円を企業債利息や消費税などで計上しております。

第3項特別損失といたしまして1,000円を計上し、また、第4項予備費では68万円を計上しております。

続きまして、第4条では資本的収入及び支出の予定額を定めております。

収入の予定額でございます。

実施計画明細書は17ページからとなります。

第1款公共下水道事業資本的収入といたしまして6億7,057万6,000円でございます。

内訳といたしまして、第1項受益者負担金及び分担金では2,329万8,000円、下水道施設整備費の一部を御負担いただく受益者負担金を見込んでおります。

第5項企業債では3億2,660万円、下水管布設工事や舗装復旧工事などに対します地方債として見込んでおります。

第6項出資金では、一般会計からの出資金1億9,712万円を、また第9項補助金では1億2,355万8,000円を、下水管布設工事や舗装復旧工事等に対する国庫補助金等として計上させていただきました。

続きまして、第2款農業集落排水事業資本的収入といたしまして445万3,000円でございます。

第6項出資金で、一般会計からの出資金445万3,000円を計上させていただきました。

続きまして、支出の予定額でございます。

実施計画明細書は19ページからとなります。

第1款公共下水道事業資本的支出といたしまして8億4,738万9,000円でございます。

内訳といたしまして、第1項建設改良費では4億7,568万9,000円を、府中及び新井区域の下水管詳細設計及び平板測量のための管渠設計業務委託や下水管布設工事や綾戸地内下水切替工事及び舗装復旧工事を、また水道管の移設補償費などを計上させていただいております。また、浄化センターにおきましては、高圧ケーブルや汚水棟の直流電源装置の更新費などを計上させていただきました。

第2項企業債償還金で3億7,169万9,000円、起債の償還元金を、また第4項返還金で1,000

円を計上させていただきました。

次に、第2款農業集落排水事業資本的支出といたしまして1,016万6,000円でございます。

内訳といたしまして、第1項建設改良費では328万9,000円を北部第一農業集落排水処理施設の流入水の濃度及び流量を常時計測するため、負荷量演算器の取替え費用を計上させていただきました。

第2項企業債償還金で687万6,000円を、また第4項返還金で1,000円を計上いたしました。

なお、第4条の括弧書きにありますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,252万6,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,495万7,000円、減債積立金936万7,000円、過年度分損益勘定留保資金142万7,000円及び当年度分損益勘定留保金1億4,677万5,000円で補填するものでございます。

第5条、企業債でございます。

3ページを御覧ください。

起債の目的は公共下水道事業、限度額3億2,660万円、起債の方法は証書借入及び証券発行、利率は5%以内、償還の方法につきましては借入先の融資条件によるものとするものでございます。

第6条では、一時借入金の限度額を3億円と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費3,799万6,000円とするものでございます。

第8条では、下水道事業の運営に要する経費につきまして、一般会計から補助を受ける金額を3億211万1,000円とするものでございます。

なお、22ページに令和8年度キャッシュ・フロー計算書、23ページから26ページまでに給与費明細書、27ページ及び28ページでは令和8年度予定貸借対照表、29ページには令和7年度予定損益計算書、30ページには令和7年度予定貸借対照表を添付しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

以上、議第20号 令和8年度垂井町下水道事業会計予算についての補足説明とさせていただきます。

以上が上下水道課が所管いたします公共下水道事業会計予算2案件の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第13号 令和8年度垂井町一般会計予算から議第20号 令和8年度垂井町下水道事業会計予算までは、11名の委員をもって構成する予算審査特別委員会

を設置し、これに付託して審査することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第13号から議第20号までの各議案は、11名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長を除く議員11名を指名いたしたいが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く議員11名の諸君を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に中川泰一議員、副委員長に江上裕子議員が互選されましたので御報告いたしておきます。

日程第4 議第1号 専決処分の承認について

○議長（広瀬隆博君） 日程第4、議第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第1号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

物価高対応子育て応援手当支給事業に要する経費について補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年度垂井町一般会計補正予算（第8号）を令和7年12月16日に専決処分いたしました。そのため、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決第7号、令和7年度垂井町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ8,086万6,000円を追加し、予算総額を111億8,971万5,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、民生費で、物価高対応子育て応援手当支給事業に係ります経費について増額の措置を行いました。財源につきましては、国庫支出金の増額措置を行いました。

繰越明許費の補正につきましては、物価高対応子育て応援手当支給事業に係る経費を令和8年度に繰り越して実施することをお願いいたしますのでございます。

以上、細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 議第1号 専決処分の承認につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

本件、専決第7号でございます。専決処分書は、令和7年12月16日に国の補正予算が成立をいたし、物価高対応子育て応援手当に係る要綱が発出されたことに伴い、物価高騰の影響を強く受けている子育て世帯に対し、高校生世代までの児童1人当たり2万円を給付する事業を実施する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年度垂井町一般会計補正予算（第8号）におきまして、専決処分により措置をいたしましたものでございます。

議案書でございます。第1条を御覧ください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,086万6,000円を追加をいたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億8,971万5,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書は7ページ、歳出から説明をさせていただきます。7ページでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目16物価高対応子育て応援手当支給事業費でございます。

ゼロ歳から高校生世代までの子供を養育する世帯に対し、対象児童1人につき2万円を支給する事業でございます。こちらの給付に係ります事務経費といたしましては、職員手当等で15万円、需用費で32万1,000円、役務費で申請書等の郵送料などの経費69万6,000円、委託料では給付に係るシステム改修などの経費で581万9,000円、また、負担金、補助及び交付金では物価高対応子育て応援手当として7,388万円を、これを合わせますと8,086万6,000円につきまして増額のお願いをいたすものでございます。財源につきましては、全額国庫支出金を見込んでおります。

なお、こちらは申請期間が令和8年度にまたがりますことから、事業費の一部につきまして、本年度令和7年度から翌年度令和8年度への繰越しをお願いをするものでございます。

続きまして、6ページ、歳入のほうの説明でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金でございます。

歳出予算として計上いたしました物価高対応子育て応援手当支給事業、財源といたしまして、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金で7,388万円を、物価高対応子育て応援手当支給事業事務費の補助金で698万6,000円を、合わせて8,086万6,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

議案書に一度戻っていただきまして、第2条に繰越明許費の補正とございます。

繰越明許費の追加は、第2表の繰越明許費の補正によるものでございますので、3ページを御覧いただけますでしょうか。

款3民生費、項2児童福祉費、事業名、物価高対応子育て応援手当支給事業とございます。制度上、令和8年3月31日生まれまでの児童が支給対象となります。そのため、申請年度が令和8年度にまたがることから、当該事業費のうちの令和8年4月以降の支給事務に係ります経費として50万円を令和7年度から令和8年度に繰り越すことをお願いするものでございます。

なお、8ページからは給与費明細書を添付させていただいておりますので、お目通しをいただければと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第5 議第2号 専決処分の承認について

○議長（広瀬隆博君） 日程第5、議第2号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第2号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

去る1月23日の衆議院解散に伴い、2月8日に執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算について補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度垂井町一般会計補正予算（第9号）を令和8年1月23日に専決処分いたしました。そのため、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるもので

ございます。

それでは、専決第1号、令和7年度垂井町一般会計補正予算（第9号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,324万4,000円を追加し、予算総額を112億295万9,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、総務費で衆議院議員選挙に係る経費について増額の措置を行いました。財源につきましては、県支出金の増額の措置をいたしました。

以上、細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 議第2号 専決処分の承認につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

本件、専決第1号でございます。専決処分書は、去る1月23日の衆議院の解散に伴いまして、2月8日に執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る予算について補正をする必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度垂井町一般会計補正予算（第9号）におきまして専決処分により措置したものでございます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,324万4,000円を追加をいたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億295万9,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費でございます。

選挙管理委員、それから投開票の管理者及び立会人に係ります報酬といたしまして、節1報酬では125万5,000円、選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当として、節3職員手当等で409万円、ポスター掲示場の設置などに係ります謝礼といたしまして、節7報償費で2万円、それから選挙事務に係ります各種経費として、節10需用費では125万6,000円、投票所入場券の郵送などに係ります通信運搬費、選挙公報の新聞折込料、投票用紙計数機等の点検、投票用紙分類機等の設定立会い等々に係ります手数料として、節11役務費では289万3,000円を、ポスター掲示場の設置等、期日前投票所の労働者派遣業務、投票所案内看板の脱着業務などの委託料として、節12委託料で235万円、投票所に設置するスロープの賃借料及び個人演説会で使用する文化会館等の施設使用料として、節13使用料及び賃借料で6万円、投票用紙交付機等の購入費用として、節17備品購入費で132万円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。財源は、全額県支出金が交付される見込みでございます。

続きまして、5ページにお戻りをいただきまして、歳入の説明でございます。

款15県支出金、項3委託金、目1総務費委託金でございます。衆議院議員選挙委託金として

1,324万4,000円の増額をお願いをするものでございます。

なお、この委託金については、全額、先ほど申し上げました歳出予算に充てさせていただくものでございます。

8ページからは、給与費明細表を添付をさせていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

しばらく休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

日程第6 議第3号 垂井町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議第4号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

議第5号 垂井町職員の旅費に関する条例の全部改正について

(1) 垂井町職員の旅費に関する条例の全部改正

(2) 垂井町消防団条例の一部改正

(3) 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

(4) 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正

(5) 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正

正

議第6号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第7号 垂井町介護保険条例の一部改正について

議第8号 垂井町ビジネス拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議第9号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議第10号 町道路線の認定について

議第11号 町道路線の廃止について

○議長（広瀬隆博君） 日程第6、議第3号 垂井町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから議第11号 町道路線の廃止についてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） それでは、議第3号 垂井町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから議第11号 町道路線の廃止についてまで、一括にて提案理由を御説明申し上げます。

議第3号 垂井町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い、乳児等通園支援事業者が乳児等支援給付費の支給に係る町の確認を受けるための基準を定めるものでございます。

議第4号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に伴う国の対応に準じ、職員に支給する通勤手当の規定について所要の改正を行うものでございます。

議第5号 垂井町職員の旅費に関する条例の全部改正につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、職員の旅費に関し、国の対応との均衡を図るための見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

議第6号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、乳児等通園支援事業の実施に関し、利用料その他必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

議第7号 垂井町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、令和7年度税制改正による介護保険料の算定に係る影響に対応するため、所要の改正を行うものでございます。

議第8号 垂井町ビジネス拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、利用者の利用実態と要望を踏まえ、使用料の見直しをするため、所要の改正を行うものでございます。

議第9号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、消防団員等の公務災害における補償額に係る補償基礎額を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

議第10号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、町道3路線を認定するものでございます。

議第11号 町道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により、町道2路線を廃止するものでございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 吉野敬子子育て推進課長。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、子育て推進課所管に係ります議第3号と議第6号の2議案について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第3号 垂井町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、いわゆるこども誰でも通園制度に関し、市町村が条例で定めるべき確認事業者の運営基準を整備するものでございます。

本条例の対象は、乳児等通園支援事業一般ではなく、そのうち、子ども・子育て支援法上の特定乳児等通園支援として給付の対象となるサービスを提供する事業者、すなわち確認を受けた事業者であります。したがって、本条例は、利用者保護、安全確保だけでなく、給付制度としての説明責任、記録、会計の明確化、不正防止といった公費が関与する制度としての適正な運営を具体化する内容となっております。

なお、本条例で定める基準は、国が定める内閣府令による基準と同一の水準としております。それでは、条文の説明に入らせていただきます。

議案書を御覧ください。

条文は、章立てで3つの章で構成しております。

まず第1章、総則でございます。

第1条は条例の趣旨でございます。本条例が子ども・子育て支援法に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営基準を定めるものであることを規定しております。

第2条は、事業者が守るべき基本理念、基本姿勢など一般原則を定めております。

第2章、運営に関する基準。

第1節は、利用定員に関する基準でございます。

第3条は、1時間当たりの利用定員と1か月当たりの利用定員を定めることを義務づけ、過度な受入れによる安全性・保育の質の低下を防止するものでございます。

第2節は、運営基準でございます。

第4条から第8条は、利用開始時の手続関係を定めております。第4条は面談の義務を、第5条は正当理由なき提供拒否の禁止を、第6条は市町村のあっせんへの協力を、第7条は支給認定書の確認を、第8条は認定申請への援助を定め、利用開始に当たっての公正性・透明性を担保する規定でございます。

第9条から第11条は、支援提供時の基本事項を定めております。第9条は心身の状況等の把握を、第10条は特定教育・保育施設等との連携を、第11条は支援の提供記録の作成を定め、利用児童の状況把握と継続的支援体制を明確にしております。

第12条は費用額の受領について規定し、第13条は給付費の額の通知を義務づけ、給付制度の透明性を確保するものでございます。

第14条から第17条は、支援の質の確保に係る規定でございます。第14条は支援の取扱方針を、第15条は自己評価及び外部評価を、第16条は相談及び援助を、第17条は緊急時等の対応について規定し、国の保育所保育指針に準じつつ、本制度の特性を踏まえた質の確保を求めています。

第18条から第21条は、適正運営の確保に係る規定でございます。第18条は不正受給者の市町村への通知を、第19条は運営規程の整備を、第20条は勤務体制の確保を、第21条は利用定員の遵守を義務づけ、適正な確認事業としての最低限の統制規定を整備しております。

第22条から第25条は、利用者の保護に係る規定でございます。第22条は情報の公開を、第23条は利用児童の平等な取扱いを、第24条は虐待等の防止を、第25条は秘密保持を義務づけ、利用児童の権利保障を明確にするものです。

第26条は支援内容に係る情報提供について、第27条は利益供与等の禁止を規定し、制度の公正性を担保しております。

第28条は苦情解決の体制整備と改善義務を、第29条は地域との連携について、第30条は事故の防止と事故発生時の対応について規定しております。

第31条は、会計の区分を義務づけ、公共事業としての透明性を確保します。

第32条は、記録の整備の義務と保管年数を規定しております。

第3章、雑則でございます。

第33条は、電磁的記録についての規定でございます。紙の書面に代えて電磁的記録を可能とし、交付・保存等についても電磁的記録による運用を可能とするものでございます。

附則としまして、本条例は令和8年4月1日から施行するものといたします。

以上、議第3号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第6号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、町立のこども園において乳児等通園支援事業を実施するため、事業実施の根拠規定及び利用料に関する規定を整備するものでございます。

それでは、議案書と併せ、新旧対照表7ページを御覧ください。

まず、第7条を第8条とし、第8条を第9条とし、見出しを改めるとともに、第9条を第11条といたします。

第6条の次に第7条を新たに設け、規則で定める保育所において、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を実施することを明記いたします。本事業は、町が実施主体となり、町立施設において行う行政サービスでありますことから、その位置づけを条例において明確にするものでございます。

なお、実施施設の指定、申請方法、利用手続その他の具体的事項につきましては、規則で定めることとしております。

第10条は、利用料に関する規定でございます。

第1項は、町長が利用者から利用料を徴収する旨を定め、徴収の法的根拠を明確にいたします。

第2項では、利用料の額を国が定める1時間当たりの基準額に300円を加算し、利用時間を乗じた額とします。この300円の額につきましては、国の制度設計に準じた額としております。

第3項は、国から給付費が直接支払われる部分については、保護者は納付を要しない旨を定め、給付費との関係を整理するものでございます。

第4項は、生活保護世帯など特別な事情がある場合には、利用料の一部を免除できる旨を規定しております。

附則としまして、本条例の施行期日を令和8年4月1日とし、事業開始に向けた準備行為については施行日前であっても行うことができる旨を規定しております。

以上、議第6号の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、議第4号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について、それから議第5号 垂井町職員の旅費に関する条例の全部改正について、この2議案につきまして演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、議第4号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書並びに新旧対照表の1ページを御確認をいただきますようお願いいたします。

改正の趣旨でございます。

令和7年8月7日付人事院勧告に伴う国の対応などに準じ、職員に適用する通勤手当の規定について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきまして御説明申し上げます。

本条例第11条の3は通勤手当に関する規定でございます。この第2項第2号でございますが、現行の規定では、職員の自動車等の使用距離、簡単に申し上げますと、職員の通勤距離に応じて支給をされる通勤手当の額が定められております。こちらを、改正後は規則で定めることと

するものでございます。

なお、新旧対照表を御確認をいただきますと、現在の条例では2ページのスの箇所に使用距離が片道60キロメートル以上である職員は3万8,700円とされており、こちらが現条例の支給額の上限となっておりますが、改正後は、規則の中でさらに5キロメートル単位で支給額を定めていき、上限を6万6,400円といたすものでございます。

次に、第5項は、自動車等の駐車のための施設を利用し、その料金を負担することを条例とするもの。簡単に申し上げますと、職員が通勤のために有料の駐車場を利用している場合には、駐車場の料金に相当する額として、5,000円を超えない範囲で通勤手当を支給する旨を新たに定めるものでございます。

そのほか、第5項を新たに設けることによる項ずれ、また文言の整理もさせていただくものでございます。

附則でございます。

附則第1条、施行期日に関するものでございます。この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

附則の第2条、町の規則への委任について定めるものでございます。

続きまして、議第5号 垂井町職員の旅費に関する条例の全部改正についてでございます。

議案書と、新旧対照表は5ページを御確認をいただきますようお願いいたします。

改正の趣旨でございます。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、本町の職員の旅費の取扱いに関し、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。

地方自治法第204条第3項には、旅費の額、支給方法について条例で定めることが規定をされております。

第1条では、この地方自治法の規定に基づき必要な事項を定めることを趣旨としております。

第2条の定義は、出張など本条例における用語の意義について定めるものでございます。

第3条でございます。旅費の支給。職員が出張した場合、当該職員に対し旅費を支給することなど、旅費の支給について必要な事項を定めるものでございます。

第4条は旅行命令等、第5条は旅行命令等に従わない旅行として、それぞれ必要な申請、記録、変更の手続などを定めるものでございます。

それから第6条でございますが、鉄道賃、船賃、航空賃など旅費の種目について、続く第7条ではそれらの旅費の計算について、第8条では旅費の請求手続について、それぞれ定めるものでございます。

また、第9条からでございますが、第9条では鉄道賃、第10条では船賃、第11条では航空賃、第12条、その他の交通費につきましては、それぞれ支給の対象となる費用を規定をするものでございます。

第13条は宿泊費に関する規定でございます。現行の条例における宿泊料は、町長、副町長及び教育長は1夜につき1万3,100円、一般職の職員は1夜につき1万900円とされております。また、議員の皆様方におかれましては、垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第4条において、町長に支給される額に相当する額とされております。改正後は、規則で定める額としておりますが、こちらは別に規則において、行き先に応じて宿泊費基準額を定めるものとなってまいります。したがって、改正後は、行き先ごとに定められた宿泊費基準額の範囲内において実費により支給をされるということとなってまいります。

なお、第14条から第24条までにつきましては、包括宿泊費、宿泊手当、旅費の調整及び旅費の返納など、必要な事項を定めるものでございます。

第25条は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町の規則で定めることとしております。

附則でございます。

附則第1条は、施行期日に関するものでございます。この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条、経過措置に関する規定でございます。

また、附則第3条から附則の第5条まででございますが、こちらが新旧対照表の5ページと併せて御確認をいただけると分かりやすいかと思っておりますが、今回の垂井町職員の旅費に関する条例の全部改正に伴いまして、条例番号などが変更となりますことから、附則第3条では、第1号で垂井町消防団条例、第2号では垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、附則第4条では垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例、附則第5条では垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例につきまして、それぞれ条例番号を改める必要な改正を行うものでございます。

以上、議第4号及び議第5号の補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 酒井明美健康福祉課長。

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第7号 垂井町介護保険条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、令和7年度税制改正によって、想定しない介護保険料の収入不足を可能な限り防ぐ観点から、税制改正による影響を遮断するため、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことなどに伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画により基準額を決定、本町では国の示す13の所得段階に合わせ、その段階に応じて保険料を納めていただいております。

令和7年度税制改正において、令和7年分以降の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げる見直しが行われたことにより、令和6年分と7年分の収入金額が変わらない場合でも、町民税が課税から非課税になることが考えられ、それにより所得段階が下がること

で、第9期介護保険事業計画の期間中の保険料収入が減少する可能性がございます。

その影響を避けるため、保険料率の算定などについては、令和7年度税制改正前の給与所得控除の内容で算定することや、令和8年分の住民税非課税者のうち、基準に達していない者を課税とみなすことなどの特例について政令が改正されたこと。また、併せて令和7年度住民税非課税の者が、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額の引上げ分の範囲内で就労収入の増加の調整を行った者については、政令の改正によって課税者とみなされることにより、意図せず介護保険料が増額されないよう、特例の減免措置が示されたことなどが改正の趣旨でございます。

それでは、改正の内容について説明をさせていただきます。

議案書と併せまして、新旧対照表の9ページを御覧ください。

保険料率について定める第2条第1項につきましては、今回の政令改正に対応するため、同政令第39条の基準から第38条の基準へ改めるものでございます。ただし、各段階の保険料額の変更はございません。

新旧対照表11ページを御覧ください。

同条第2項及び第4条につきましては、文言を整理するため改めるものでございます。

新旧対照表12ページを御覧ください。

制定附則の第10条といたしまして、令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免について新たに規定いたします。これは令和8年度限りの特例減免に対応するもので、第1項及び第2項では、令和7年度住民税非課税の者が令和8年度の住民税も非課税であるが政令附則第25条のみなし課税者の適用を受けて所得段階が上がってしまう場合については、所得段階が上がらないよう減免により措置するためのものでございます。

第3項では、特例減免については、町において賦課決定前にシステム対応で行うことから、減免対象者からの減免申請を不要とするため、定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小竹武志産業課長。

○産業課長（小竹武志君） ただいま上程されました議第8号 垂井町ビジネス拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、私から補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、垂井町ビジネス拠点施設「コネクトベース垂井」の運営開始1年の利用実績や利用者からの御要望を踏まえ、より多くの方に、より使いやすい施設となるよう使用料を見直すものでございます。

施設の運営開始以降、数時間程度の短時間で利用を希望される声がアンケート等で数多く寄せられてまいりました。しかしながら、現行の条例では1日当たりの終日利用を基本としているため、数時間のみの利用であっても終日分の使用料を御負担いただく必要があります。また、仕組み上も、予約枠が終日ふさがってしまうことで他の希望者を御案内できないケースも

見受けられました。そのため、こうした多様な利用ニーズに柔軟にお応えし、より多くの方に施設を有効活用していただくべく、利用実態に合わせ変更するため、所要の改正をお願いするものであります。

改正内容について説明いたします。

議案書と併せまして、新旧対照表14ページを御覧ください。

別表におきまして、コワーキングスペース、クラフトスペース及びセミナースペースを時間単位の使用料に改めます。コワーキングスペースは、1人当たり1時間150円に、クラフトスペースは1部屋当たり1時間400円に、セミナースペースは1部屋当たり1時間500円にそれぞれ改めるものでございます。

また、ミーティングルームにつきましても、より一層の利用促進を図るため金額を見直し、1階会議室であるミーティングルーム1は1部屋当たり1時間350円に、2階個室であるミーティングルーム2及び3は1部屋当たり1時間250円にそれぞれ改めるものでございます。なお、サテライトオフィス及び備考につきましても変更がございません。

附則では、本条例が令和8年4月1日から施行されること及び施行に伴う使用料の適用に関する経過措置を定めております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 小森俊宏企画調整課長。

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、議第9号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、最近の社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額の引上げ等の改定を行うため、非常勤消防団員等に係る損害補償基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、政令の改正内容に合わせ、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

議案書と併せまして、新旧対照表は15ページから御覧ください。

第5条第2項第2号では、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を「9,700円」から「1万円」に、最高額を「1万4,500円」から「1万5,000円」に引き上げるものでございます。

条例第3項では、扶養親族のある非常勤消防団員等に係る補償基礎額の加算額について、第1号に該当する扶養親族については1人につき「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改めるものでございます。

この加算額に該当する同項各号の扶養親族については、第1号の配偶者を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

別表（第5条関係）では、補償基礎額表中の階級及び勤務年数に応じて定める非常勤消防団

員等の補償基礎額について、政令の改正内容に合わせ、それぞれの区分の補償基礎額を増額する改定を行うものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は令和8年4月1日から施行するものとし、第2項では経過措置を定めるものでございます。

以上、議第9号の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤江和明建設課長。

○建設課長（藤江和明君） 私からは、建設課が所管いたします議第10号及び議第11号の2議案につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議第10号 町道路線の認定についてでございます。

議案書と併せ、資料の町道路線認定調書を御覧ください。

今回、町道路線の認定をお願いします3路線は、現在本町において計画を進めております梅谷地区工場用地開発事業において、事業計画区域が決まりましたことから、この後、議第11号議案において説明をさせていただきます梅谷12号線の廃止及び事業計画区域周辺道路について、新たに3路線、町道路線の認定を行うものでございます。

それでは、初めに路線番号5184、路線名、敷原2号線でございます。起点は垂井町敷原字沖之田21番地先、終点は垂井町梅谷字北橋123番1地先、道路延長は285.4メートル、幅員は3.0メートルから8.75メートルの道路でございます。

次に、路線番号5185、路線名、梅谷21号線でございます。起点は垂井町梅谷字流29番9地先、終点は垂井町敷原字沖之田12番2地先、道路延長は845.2メートル、幅員は6.0メートルから9.8メートルの道路でございます。

次に、路線番号5186、路線名、梅谷22号線でございます。起点は垂井町梅谷字流27番2地先、終点は垂井町梅谷字流31番1地先、道路延長は116.9メートル、幅員は6.0メートルから10.2メートルの道路でございます。

以上、3路線の町道路線の認定についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第11号 町道路線の廃止についてでございます。

議案書と併せ、資料の町道路線廃止調書を御覧ください。

今回、町道路線の廃止をお願いしますのは2路線でございます。

初めに、町道番号119、路線名、栗原1号線でございます。起点は垂井町栗原字令和3531番地先、終点は垂井町栗原字大正2081番5地先、道路延長は163.5メートル、幅員は9.15メートルから12.25メートルの道路でございます。

この路線の廃止につきましては、岐阜県において養老町橋爪地内で整備が進められていました1級河川牧田川を横断します橋爪大橋が完成し、先月21日に開通いたしました。橋爪大橋の完成に伴い、一般県道養老・垂井線の路線変更が行われ、栗原1号線区間が県道に昇格したことから廃止をさせていただくものでございます。

次に、路線番号5137、路線名、梅谷12号線でございます。起点は垂井町梅谷字北橋100番1地先、終点は垂井町梅谷字流29番5地先、道路延長は1,071.7メートル、幅員は3.5メートルから11.0メートルの道路でございます。

この路線の廃止につきましては、梅谷地区工場用地開発事業において、梅谷12号線の一部区間が事業計画区域となることから廃止をさせていただきましてでございます。

なお、これに代わる新たな路線として、議第10号において説明をさせていただきました敷原2号線及び梅谷21号線として認定をお願いしたところでございます。

以上、2路線の町道路線の廃止の説明とさせていただきます。

建設課所管に係ります補足説明は以上でございます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第3号から議第11号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

日程第7 議第12号 府中地区まちづくりセンター移転改修工事請負契約の締結について

○議長（広瀬隆博君） 日程第7、議第12号 府中地区まちづくりセンター移転改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第12号 府中地区まちづくりセンター移転改修工事請負契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。

府中地区まちづくりセンター移転改修工事を施行するに当たり、過日一般競争入札に付しましたところ、垂井町表佐1536番地の1、株式会社タワダ、代表取締役 南紅二が落札いたしましたので、この者と1億9,140万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに企画調整課長に補足説明をさせますので、十分御審議

の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 議第12号 府中地区まちづくりセンター移転改修工事請負契約の締結につきまして、私からは、契約に係ります補足説明につきまして演壇にて行わせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきまして御確認いただきますようお願いいたします。

本件入札につきましては、事後審査型条件付の一般競争入札の方法で執行いたしました。令和8年1月8日、入札公告をいたしましたところ、締切期日の1月22日までの間に株式会社タワダと平成興産株式会社から入札参加申請などの提出があり、去る1月29日に入札を執行いたしました。

第1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした株式会社タワダが1億7,400万円で落札候補者となり、その後の審査を経て落札いたしましたところでございます。

これらの過程に基づきまして、議案書にございますとおり、消費税を含めまして1億9,140万円、岐阜県不破郡垂井町表佐1536番地の1、株式会社タワダ、代表取締役 南紅二と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いをするものでございます。

完成期限は令和8年11月25日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小森俊宏企画調整課長。

○企画調整課長（小森俊宏君） ただいま上程されました議第12号 府中地区まちづくりセンター移転改修工事請負契約の締結につきまして、私からは、工事の概要について補足説明をさせていただきます。

本工事は、府中地区まちづくりセンターを旧府中幼稚園の建物へ移転するため、必要な改修工事を行うものでございます。

旧府中幼稚園は敷地面積2,895平方メートル、建物は昭和55年3月に竣工された鉄骨造平家建て、延べ床面積736平方メートル。平成25年度に耐震補強と大規模改修を行い、令和元年度まで使用していた建物でございます。

外構工事では、建物の南側と北側に合わせて40台分の駐車場をアスファルト舗装で整備するとともに、南駐車場には15台分の駐輪場と間口12メートルの出入口を確保し、外周のフェンスは新設してまいります。

屋根につきましては、防水塗装を4層重ねる塗膜防水工事により防水対策を行い、外壁については劣化状況に応じて必要な処理を行ってまいります。

建物工事では、既設の幼児用トイレのスペースを南側の出入口となる自動ドアを新設し、玄関ホールに改修いたします。事務室内には給湯室を設け、床はOAフロアに改修いたします。遊戯室は大会議室として使用するため、既設の格納式ステージを撤去し、簡易ステージを設置するとともに、西の壁面にはヨガ教室などで使用する鏡を取り付けてまいります。大会議室の床は、既設の床を研磨し塗装して再利用し、天井については全面張り替えを行ってまいります。廊下北側には男子便所、女子便所、多目的トイレ、会議室2を設置し、既設の3つの教室は会議室1、和室、調理室に改修いたします。会議室1の床は、既設の床を研磨し塗装して再利用し、廊下などの床は長尺シートで張り替えを行い、建物内の壁につきましてはクロスの張り替え、天井はボードの張り替えを行ってまいります。また、段差の解消や手すりの設置など、バリアフリーにも配慮してまいります。

本工事の施工に当たりましては、令和9年4月の開設に向けて進捗管理を適切に行いながら進めてまいります。

以上、工事概要の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第12号 府中地区まちづくりセンター移転改修工事請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第21号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第10号）

○議長（広瀬隆博君） 日程第8、議第21号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第21号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第10号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3億2,828万8,000円を追加し、予算総額を115億3,124万7,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、総務費ではふるさと納税管理業務に係る委託料の減額、廃棄物処理広域化準備基金等に係る積立金の増額につきまして、それぞれ措置を行いました。

民生費では、障害福祉サービス費等給付事業に係る扶助費の増額、定額減税補足給付金に係る負担金、補助及び交付金の減額につきまして、それぞれ措置を行いました。

衛生費では、健康増進事業に係る委託料の減額、過年度国県支出金返還金に係る償還金、利子及び割引料の増額につきまして、それぞれ措置をしたところでございます。

農林水産業費では、県営土地改良事業負担金に係る負担金、補助及び交付金の減額につきまして、措置を行いました。

商工費では、提案型地域活性化事業補助金に係る負担金、補助及び交付金の減額、生活者支援商品券給付事業に係る経費の増額につきまして、それぞれ措置をしたところでございます。

土木費では、除雪業務に係る委託料の増額、下水道事業会計に係る負担金、補助及び交付金の減額につきまして、それぞれ措置をいたしました。

消防費では、消防団員退職報償金に係る報償費の減額につきまして措置を行いました。

教育費では、小・中学校のGIGAスクール用授業支援アプリ等使用料に係る使用料及び賃借料の減額、中学校地域クラブ活動用弓道場防矢ネット設置工事に係る工事請負費の増額につきまして、それぞれ措置を行った次第でございます。

公債費では、繰入金の減額に伴います財源更正を行いました。財源につきましては、町税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

なお、繰越明許費の補正につきましては、戸籍附票への旧氏等の記載に係りますシステム改修事業、生活者支援商品券給付事業、新井22号線道路改良事業、中学校地域クラブ活動用弓道場防矢ネット設置事業、中学校地域クラブ活動補助金交付事業に係る経費を令和8年度に繰り越して実施することをお願いいたしますものでございます。

一方、債務負担行為の補正につきましては、垂井町土地開発公社が事業資金を借り入れた金融機関に対する債務保証（梅谷地区の工場用地開発事業）の変更をお願いいたしますものでございます。

また、地方債の補正につきましては、追加及び限度額の変更をお願いするものでございます。

以上、細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤塚正博総務課長。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程されました議第21号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第10号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,828万8,000円を追加をいたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億3,124万7,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書19ページの歳出から御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

款2項1総務管理費、目1一般管理費でございます。

報酬は、一般事務等に係る会計年度任用職員の報酬に不足が生じる見込みとなりましたので、353万円の増額、需用費は庁舎の光熱水費に不用額が生じる見込みとなりましたことから510万円の減額、役務費は庁舎の郵送料に不用額が生じる見込みとなりましたので、通信運搬費で300万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。なお、財源につきましては、県支出金は国勢調査に係る委託料、諸収入は岐阜県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員に係る人件費負担金の減額でございます。

目6企画費、歳入のふるさと納税の収入が当初予算額を下回る見込みとなりましたので、歳出、委託料のふるさと納税管理業務委託料につきまして7,073万8,000円の減額をお願いをするものでございます。

目7電算管理費では、委託料で標準化に係るシステム改修事業の一部について、国庫補助金の交付年度が令和8年度以降に変更がなされたことに伴い、本年度の歳出予算、住民情報システム標準化本番環境構築・データ移行業務委託料に不用額が生じる見込みとなりましたので、4,962万1,000円の減額を、使用料及び賃借料では電算機器の使用料に不用額が生じる見込みとなりましたので、電子計算機リース料で278万1,000円、ガバメントクラウド利用料で372万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。財源は、歳出の委託料の減額に伴い、歳入の国庫支出金も委託料と同額を減額をするものでございます。

続きまして、目11財政調整基金費でございます。金利上昇に伴う利子の増額及び今後の財政出動に備えるための積立金として、財政調整基金で4,082万5,000円、減債基金で2,468万6,000円、墓地公園管理基金で1万円、公共下水道基金で6万1,000円、公共施設整備基金で105万円の増額をそれぞれお願いするものでございます。森林環境譲与税基金は、令和7年度事業への充当額の増加に伴い、基金積立金が減少する見込みのため6万9,000円の減額を、廃棄物処理広域化準備基金につきましては、昨年12月議会定例会におきまして設置をお認めをいただきました廃棄物処理広域化準備基金への積立金として1億7,400万円の増額をお願いをいたすものでございます。財源につきましては、地方譲与税は地方環境譲与税の減額、財産収入は各種基金利子の増額、繰入金は廃棄物処理広域化準備基金積立金の財源として、公共施設等整備基金

からの繰入金を充てますので、そちらの増額をそれぞれお願いするものでございます。

目12防災行政無線設置費では、防災行政無線（移動系）設備更新事業に係ります事業費の確定などに伴いまして、町債の財源更正をお願いするものでございます。

項2徴税费、目1税務総務費では、職員の異動等に伴い、職員手当で130万円の増額をお願いするものでございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費では、委託料におきまして、戸籍総合システム標準化に係る業務の一部について、国庫補助金の交付年度が令和8年度に変更されたことに伴いまして、本年度歳出の戸籍総合システム標準化対応業務委託料に不用額が生じる見込みとなりましたので151万8,000円の減額、戸籍附票への旧氏及び旧氏の振り仮名の記載につきましては、国の令和7年度補正予算においてシステム改修費の補助が措置されましたことに伴い、戸籍附票への旧氏等の記載を行うため、戸籍附票システム改修業務委託料で184万8,000円、住民記録システム改修業務委託料で256万3,000円、コンビニ交付システム改修業務委託料で107万8,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

財源は、国庫支出金につきまして、戸籍総合システム標準化対応業務の財源でありますデジタル基盤改革支援補助金は、歳出補正額と同額の151万8,000円の減額をいたし、戸籍附票への旧氏等の記載に係るシステム改修業務委託料の財源であります社会保障・税番号システム整備費補助金は、歳出補正額と同額の548万9,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

なお、戸籍附票への旧氏等の記載に係るシステム改修事業につきましては、全額本年度令和7年度から翌年度の令和8年度へ繰越しをお願いをするものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、償還金、利子及び割引料において令和6年度障害者医療費国庫負担金などの額が確定をし、超過額が生じたので、過年度国庫支出金返還金で672万8,000円の増額を、繰出金では国民健康保険特別会計繰出金として2,121万円の増額をそれぞれお願いするものです。財源は、国民健康保険特別会計の繰出金の一部として、国庫支出金と県支出金が交付される見込みでございます。

目5老人福祉費は、職員の異動等に伴いまして、職員手当で20万円の増額をお願いするものでございます。

目8社会福祉施設費でございます。福祉会館の電気料金等に不足が生じる見込みとなりましたので、需用費の光熱水費で13万円の増額をお願いするものでございます。

目9デイサービス施設費では、デイサービスセンターの浴室タイルの修繕に伴い、25万7,000円の増額をお願いをするものでございます。

目10介護福祉費では、繰出金として介護保険特別会計繰出金342万9,000円の増額をお願いするものでございます。

目11障害者福祉費では、扶助費で障害福祉サービス費等給付事業につきまして、グループホームをはじめとしたサービス利用件数の増加に伴い、予算額に不足が生じる見込みとなりましたので、8,698万6,000円の増額をお願いをするものでございます。財源につきましては、国庫

支出金と県支出金がそれぞれ交付をされる見込みでございます。

目20生活支援給付金等給付事業費でございます。負担金、補助及び交付金におきまして、令和7年度6月議会の定例会でお認めをいただきました定額減税補足給付金について、課税状況の確定により不用額が生じる見込みとなりましたので、2,140万円の減額をお願いをするものです。

なお、歳出予算の減額に伴い、財源の国庫支出金につきましても同額を減額をするものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、委託料で、他市町村の私立保育所を利用する際の広域保育委託料につきまして、利用者の減少により不用額が生じる見込みとなりましたので、438万6,000円の減額、負担金、補助及び交付金において、他市町村の私立認定こども園を利用する際の子どものための教育・保育施設型給付費負担金につきまして、利用者の増加により不足が生じる見込みとなりましたので、714万6,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。財源は、歳出予算の補正及び3歳未満児に係る国庫負担割合の変更に伴い、国庫支出金の減額、それから県支出金の増額、充当事業の確定による地方譲与税の減額をそれぞれお願いするものでございます。

目2児童福祉施設費では、共済費において、共済制度の算定基礎月額確定に伴い、こども園及びいずみの園の会計年度任用職員の共済費に不足が生じる見込みとなりましたので、共済組合負担金及び社会保険料等で合わせて322万8,000円の増額を、需用費では光熱水費でこども園の電気料の不足が生じる見込みとなりましたので31万5,000円の増額を、賄材料費で中途入園児童の増加により給食等の食材に不足が生じる見込みとなりましたので112万5,000円の増額を、負担金、補助及び交付金では、私立認定こども園施設型給付費負担金に不足が生じる見込みとなりましたので859万1,000円の増額、療育支援体制強化事業費補助金では、私立認定こども園における補助対象事業の進捗により不用額が生じる見込みとなりましたので159万6,000円の減額を、第3子以降保育料等無償化事業補助金につきましては、私立の認定こども園において年度途中で対象児童が補助要件に該当したことにより2万円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、歳出の負担金、補助及び交付金の補正及び国庫負担割合の変更に伴い、国庫支出金の増額、県支出金の減額、充当事業の確定による地方譲与税の減額、それから今年度の実績見込みによる分担金及び負担金の増額、諸収入の減額をお願いをするものでございます。

続きまして、衛生費でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費でございます。

委託料におきまして、本年度の当初予算で畜犬登録管理システム導入支援業務、こちらをお認めをいただいておりますが、現在国では畜犬登録管理システムの共通化に関する検討がなされております。このことから、本年度の畜犬登録管理システムの導入を本町で見送ることとい

たしました。これにより、当初予算でお認めをいただいております115万5,000円の減額をお願いいたします。

目6保健センター費では、委託料において健康増進事業委託料、予防接種委託料、出産・子育て応援給付金給付業務委託料の実績により不用額が生じる見込みとなりましたので、合わせて623万8,000円の減額をお願いするものでございます。償還金、利子及び割引料では、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金などの額が確定し、超過額が生じたので755万2,000円の増額をお願いするものでございます。財源は、保健センターの健康増進事業に対して、寄附金として70万2,000円の財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、衛生費は項2清掃費、目2クリーンセンター費でございます。一般廃棄物処理手数料につきまして、今年度の実績見込みにより減額を行うための財源更正をお願いするものでございます。

目3塵芥処理費では、需用費におきまして、町指定ごみ袋等の購入経費に不用額が生じる見込みとなりましたので、消耗品費で550万円の減額をお願いするものでございます。財源は、一般廃棄物処理手数料について、今年度の実績見込みにより減額をお願いするものでございます。

続きまして、款6農林水産業費でございます。

項1農業費、目7農地費では、負担金、補助及び交付金で、県事業の進捗の影響により、県営土地改良事業負担金で1,179万9,000円の減額をお願いするものでございます。財源は、全体の財政状況を鑑み、北部幹線農道整備工事などに充当しておりました町債の減額をお願いするものでございます。

また、目9農村整備費、負担金、補助及び交付金におきまして農業集落排水事業補助金で160万1,000円の減額を、投資及び出資金で農業集落排水事業出資金115万2,000円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

項2林業費、目2林業振興費は、宮代地内流末水路改良工事に対しまして有利な町債を充てる見込みとなりましたので、町債の130万円の増額、森林環境譲与税の充当事業の確定により、地方譲与税の増額をそれぞれお願いするものでございます。

款7に入ります。商工費、項1商工費、目2商工振興費の負担金、補助及び交付金につきましては、大手法人の工場拡張に伴いまして、工場等設置奨励金に不足が生じる見込みとなりましたので、3,508万3,000円の増額をお願いするものです。

目3観光費では、負担金、補助及び交付金で、提案型地域活性化事業補助金に不用額が生じる見込みとなりましたことから141万5,000円の減額をお願いするものです。

目5生活者支援商品券事業でございます。こちらは、国の令和7年度補正予算における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額に伴いまして、町民の皆様方に町内の店舗でお使いをいただける7,000円分の商品券を給付する事業でございます。給付事務に係ります経費と

して、職員手当の時間外勤務手当として30万円を、需用費は消耗品費で10万円を、役務費では商品券の郵送に係る通信運搬費で682万円、振込手数料で10万7,000円、委託料では商品券の発行管理、換金など一連の業務に係る生活者支援商品券取扱業務委託料で1,413万8,000円、労働者派遣業務委託料で309万円の増額をそれぞれお願いするものでございます。また、事業費としまして、負担金、補助及び交付金では、生活者支援商品券として1億6,065万円の増額をお願いをいたすものでございます。こちらは、全額につきまして今年度令和7年度から翌年度の令和8年度へ繰越しをお願いをするものでございます。財源は、全額国庫支出金を見込んでおります。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費では、1月12日、23日、30日の積雪に伴いまして除雪作業を実施をいたしました。これに伴い、除雪業務委託料に不足が生じますので、委託料で3,000万円の増額をお願いをするものです。

目3道路新設改良費の負担金、補助及び交付金です。県事業の進捗により県工事負担金に不用額が生じる見込みとなりましたので、1,400万円の減額をお願いするものでございます。財源は、社会資本整備総合交付金の交付決定額が見込みを下回りましたので、国庫支出金の減額、そして歳出予算の減額及び全体の財政状況を鑑み、道路事業に充当しておりました町債を減額をいたします。それぞれお願いをするものでございます。

目4橋りょう維持費は、国庫支出金の減額と橋梁補修工事に係る町債の減額に伴う財源更正をお願いをするものでございます。

項4都市計画費、目1都市計画総務費では、委託料において、立地適正化計画策定支援業務委託料及び庁舎周辺土地利用サウンディング型市場調査業務委託料の合計565万円の減額を、負担金、補助及び交付金では、土地区画整理事業補助金に不用額が生じる見込みとなりましたので、350万円の減額をお願いするものです。財源につきましては、歳出予算の立地適正化計画策定業務委託料の減額などに伴い、国庫支出金の減額がされます。また、庁舎周辺土地利用サウンディング型市場調査業務委託料に県補助金が交付をされる見込みとなりましたので、県補助金の増額とそれぞれお願いをするものでございます。

目4公共下水道費でございます。負担金、補助及び交付金におきまして、公共下水道事業補助金で2,200万円の減額を、投資及び出資金では公共下水道事業出資金で3,873万4,000円の減額をそれぞれお願いするものでございます。財源につきましては、公共下水道基金繰入金2,000万円の減額をお願いをするものでございます。

目7児童公園管理費です。清水児童公園のトイレ建て替え工事に対する社会資本整備総合交付金の交付額が見込みを下回りましたので、国庫支出金の減額と、当該減額によりまして今度は逆に有利な町債を充当してまいりますので、町債の増額をそれぞれ財源更正でお願いをするものでございます。

款の9消防費、項1消防費、目1非常備消防費では、消防団員退職報償金に不用額が生じる見込みとなりましたので、報償金で188万8,000円の減額を、併せて財源の諸収入、消防団員等

公務災害補償等共済給付金も同額を減額をするものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費では、報酬におきましてスクールアドバイザー等の会計年度任用職員報酬に不用額が生じる見込みとなりましたので、100万円の減額をお願いをするものです。財源につきましては、給食費の無償化事業に対して物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当いたしますので、国庫支出金の増額をお願いをしております。

それから、項2小学校費、目1学校管理費です。報酬において個別支援教育講師等の会計年度任用職員報酬に不用額が生じる見込みとなりましたので300万円の減額を、需用費において小学校の光熱水費の不用額が生じる見込みとなりましたので500万円の減額を、委託料においてはG I G Aスクール用タブレット初期設定業務委託料に不用額が生じる見込みとなりましたので585万7,000円の減額を、使用料及び賃借料においてはG I G Aスクール用タブレットリース料及びG I G Aスクール用授業支援アプリ等使用料にそれぞれ不用額が生じる見込みとなりましたので1,033万6,000円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

目3学校建設費では、工事請負費において東小校舎長寿命化改修工事に不用額が生じる見込みとなりましたので、529万円の減額をお願いするものです。財源につきましては、補助単価の増額によります国庫支出金の増額及び町債の減額をお願いするものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費です。需用費において、中学校の消耗品費及び光熱水費に不用額が生じる見込みとなりましたので合わせて600万円の減額を、委託料では、G I G Aスクール用タブレット初期設定業務委託料に不用額が生じる見込みとなりましたので320万4,000円の減額を、使用料及び賃借料では、G I G Aスクール用タブレットリース料及びG I G Aスクール用授業支援アプリ等使用料にそれぞれ不用額が生じる見込みとなりましたので、合わせて586万8,000円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

項5社会教育費、目4文化財保護費では、委託料において美濃国府跡公有地化支援業務委託料及び石造物測量調査業務委託料にそれぞれ不用額が生じる見込みとなりましたので、合わせて334万円の減額をお願いをするものです。財源につきましては、国庫支出金の交付額が見込みを下回りましたことに伴う国庫支出金の減額と、タライピアセンターの企画展事業に公益財団法人田口福寿会助成金が交付をされる見込みとなりましたので、諸収入では100万円の増額をお願いしております。

目6文化会館費では、需用費において光熱水費に不足額が生じる見込みとなりましたので50万円の増額を、めくっていただいて、タライピアセンター費でございますが、こちらも需用費において光熱水費に不足額が生じる見込みとなりましたので、同じく50万円の増額をお願いするものでございます。

項6保健体育費、目1保健体育総務費では、報酬において、朝倉運動公園の会計年度任用職員報酬に不用額が生じる見込みとなりましたので231万2,000円の減額を、中学校部活動の地域移行を支援するために500万円の御寄附をいただきましたので、工事請負費では、中学校地域クラブ活動用弓道場防矢ネット設置工事として350万円、それから負担金、補助及び交付金で

は、中学校地域クラブ活動補助金として150万円、それぞれ増額をお願いをするものでございます。財源は、先ほど申し上げました寄附金により対応いたすものでございます。

なお、こちらは全額本年度から翌年度令和8年度への繰越しをお願いをするものでございます。

目3給食センター費でございます。学校給食に係る食材購入費用につきまして、物価高騰の影響により食材の上昇が続いておりますので、需用費の賄材料費で390万円の増額をお願いするものでございます。

款12公債費、項1公債費、目1元金では、繰入金で減債基金繰入金5,000万円の減額に伴う財源更正をお願いをするものでございます。

長くなって申し訳ございません。10ページ、歳入のほうを説明させていただきます。よろしくお願いたします。

款1町税、項1町民税、目1個人では、物価高への配慮、堅調な企業業績、人手不足の対策などの要因を受け、企業等で賃上げの傾向が見られたことから当初予算を上回る見込みとなりましたので、所得割で3,600万円の増額を、項2固定資産税、目1固定資産税では、企業の設備投資等が増加傾向であったことから償却資産で5,300万円の増額を、款2地方譲与税、項4森林環境譲与税、目1森林環境譲与税では、森林環境譲与税について82万8,000円の増額を、款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金では、町民税への住宅借入金控除額の影響が見込みより少なかったことから324万4,000円の減額を、それから款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、追加交付などにより5億9,113万9,000円の増額を、それから款12分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金では、児童福祉費負担金の保育料で815万2,000円の増額、広域入所受託費において10万2,000円の増額を、款13使用料及び手数料、項2手数料、目3衛生手数料では、一般廃棄物処理手数料について実績見込みにより430万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

続きまして、款14国庫支出金でございます。項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金では、歳出予算の補正に伴う子どものための教育・保育給付交付金で合計で348万3,000円の増額を、それから障害者自立支援給付費国庫負担金では4,320万1,000円の増額を、国民健康保険基盤安定負担金では445万円の増額をそれぞれお願いいたすものでございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で548万9,000円の増額を、デジタル基盤改革支援補助金で5,113万9,000円の減額を、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で2億2,633万4,000円の増額を、それから目2の民生費国庫補助金では、歳出の定額減税補足給付金の減額に伴い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で2,140万円の減額を、目7土木費国庫補助金では道路橋梁に係ります社会資本整備総合交付金で586万円の減額と、都市再生整備計画事業に係ります社会資本整備総合交付金では1,290万円の減額を、そして立地適正化計画策定事業に係ります集約都市形成推進事業費補助金では339万7,000円の減額を、さらに目9の教育費国庫補助金でございますが、東小学校長寿

命化改修工事に係る小学校校舎整備国庫補助金で586万8,000円の増額を、町内の遺跡発掘調査に係る文化財保存事業補助金として184万2,000円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

引き続きまして、款15県支出金でございます。項1県負担金、目2民生費県負担金では、歳出予算の補正などに伴い、子どものための教育・保育給付交付金では合計で41万円の減額を、障害者自立支援給付費等県負担金では2,160万円の増額を、国民健康保険基盤安定負担金では412万2,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

項2県補助金、目1総務費県補助金では、庁舎周辺土地利用サウンディング型市場調査業務委託料に対して市町村支援補助金が交付される見込みとなりましたので159万円の増額を、目2民生費県補助金は、歳出予算の補正などに伴い、療育支援体制強化事業費補助金で79万8,000円の減額を、医療的ケア児保育支援事業補助金では316万6,000円の減額を、施設型給付費等補助金では123万4,000円の増額を、保育補助者雇上強化事業補助金では315万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

項3委託金でございます。目1総務費委託金では、統計調査費委託金として、国勢調査委託金52万8,000円の増額をお願いをするものです。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金では、各種基金の利子収入として財政調整基金利子で122万5,000円、減債基金利子で18万6,000円、墓地公園管理基金利子で1万円、公共下水道基金利子で6万1,000円、公共施設整備基金利子で105万円、森林環境譲与税基金利子で2,000円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

款17の寄附金でございます。項1寄附金、目1一般寄附金では、ふるさと納税において寄附額が当初の想定を下回る見込みとなりましたので1億9,500万円の減額を、目4衛生費寄附金では、保健センターの健康増進事業に活用する目的で御寄附をいただきましたので70万2,000円の増額を、目10教育費寄附金では、中学校の部活動の地域移行を支援する目的で御寄附をいただきましたので500万円の増額をそれぞれお願いをするものです。

款18繰入金、項2基金繰入金は、全体の財政状況を勘案し、基金の取崩しを抑制をすることとしました。財政調整基金繰入金では4億5,000万円の減額を、目2減債基金繰入金では5,000万円の減額を、目5公共下水道基金繰入金では2,000万円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

また、目15の公共施設整備基金繰入金でございます。昨年12月議会定例会でお認めをいただきました廃棄物処理広域化準備基金への積立てとして、7,400万円の増額をお願いするものでございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度繰越金で9,755万3,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

款20諸収入、項5雑入でございます。目5過年度収入として過年度国庫支出金で、障害者自立支援給付費国庫負担金過年度精算金では2,250万3,000円、公共土木施設災害復旧国庫負担金

過年度精算金では64万9,000円の増額を、過年度県支出金では障害者自立支援給付費等県負担金過年度精算金で973万1,000円の増額をお願いをするものでございます。

目6でございます。給食費、目6雑入では、給食事業収入で園児の給食費で177万円の減額を、負担金では、岐阜県後期高齢者医療広域連合の人件費負担金で126万4,000円の減額を、給付金では消防団員等公務災害補償等共済給付金で188万8,000円減額を、いずみの園障害児通所給付金で228万1,000円の減額を、雑入では県市町村振興協会助成金で930万5,000円の増額、それから公益財団法人田口福寿会助成金で100万円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

款21町債、項1町債でございます。近年の借入れ利率の上昇及び今後の財政運営の影響を鑑み、有利な町債を優先的に発行するとともに、交付税措置の少ない町債を圧縮することといたしましたので、目5の農林水産業債では、農業債で2,240万円の減額、目7土木債では道路債で4,790万円の減額を、橋りょう債では290万円の減額を、都市計画債では1,250万円の増額を、目8消防債では消防防災施設債で防災行政無線（移動系）設備更新事業で390万円の減額を、全国瞬時警報システム受信機設備更新事業で260万円の増額を、目9教育債では小学校債で600万円の減額をそれぞれお願いをするものでございます。

大変恐れ入ります。議案書のほうに戻っていただきまして、第2条でございます。繰越明許費の補正でございます。

5ページの第2表を御覧ください。お願いいたします。

繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によるものでございます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍附票への旧氏等の記載に係るシステム改修事業でございます。戸籍附票への旧氏及び旧氏の振り仮名の記載に係るシステム改修事業につきましては、令和7年度の国の補助事業として町の令和7年度予算において措置をし、事業を開始をする必要がございますが、年度内の完了が見込めませんので、548万9,000円を令和8年度に繰り越して実施をするをお願いをするものでございます。

款7商工費、項1商工費、事業名、生活者支援商品券給付事業につきましては、令和7年度の国の補正予算において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額が行われましたことから、今般、物価高騰対策事業として生活者支援商品券給付事業に係る歳出予算を計上いたしました。しかし、事業の性質上、年度内での完了は見込めませんので、1億8,520万5,000円を令和8年度に繰越しをして実施をするをお願いをするものでございます。

款8土木費、項2道路橋りょう費、事業名、新井22号線道路改良事業につきましては、令和7年9月議会定例会でお認めをいただきました工事費3,000万円につきましては、関係機関との協議に時間を要し、年度内での完了が見込めませんので、1,898万円を令和8年度に繰越しをして実施をするをお願いをするものでございます。

款10教育費、項6保健体育費、事業名、中学校地域クラブ活動用弓道場防矢ネット設置事業及び中学校地域クラブ活動補助金交付事業の2つでございます。中学校部活動の地域移行を支

援するため500万円の御寄附をいただきましたので、寄附金を財源として、弓道部が活動する弓道場への防矢ネットの設置、中学校地域クラブに関する補助金の交付に係る歳出予算を計上いたしました。年度内での完了は見込めませんので、中学校地域クラブ活動用弓道場防矢ネット設置事業では350万円を、中学校地域クラブ活動補助金交付事業では150万円、合計で500万円を令和8年度に繰り越して実施をすることをお願いをするものでございます。

議案に戻っていただきまして、第3条は債務負担行為の補正でございます。

こちらは、6ページのほうを御確認をいただけますでしょうか。

債務負担行為の変更は、第3表、債務負担行為補正によるものでございます。

令和7年度当初予算でお認めをいただいております垂井町土地開発公社が事業資金を借り入れた金融機関に対する債務保証（梅谷地区工場用地開発事業）につきまして、垂井町土地開発公社が金融機関との協議を進めます中で、利息及び損害金等を含みます債務保証の上限額が確定をいたしましたので、垂井町土地開発公社からの依頼に基づきまして、限度額を「20億円に利子を加えた額」から「24億円（20億円に利息、損害金その他従たる債務を加えた額）」に変更するものでございます。期間につきましては変更がございません。

最後でございます。

議案書、第4条は地方債の補正でございます。

7ページに地方債の補正が載っております。

第4表でございます。地方債の追加につきましては、全国瞬時警報システム受信機設備更新事業で260万円の借入れを予定をいたしております。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

変更部分につきましては、農業農村施設整備事業で2,240万円の減額、地方道路整備事業で4,790万円の減額、橋梁補修事業で290万円の減額、清水児童公園トイレ建替事業で1,250万円の増額、それから防災行政無線（移動系）設備更新事業では390万円の減額、東小校舎長寿命化改修事業では600万円の減額をそれぞれお願いをするものでございます。いずれも起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がございません。

31ページからは給与費明細書、それから33ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を添付をさせていただいております。後ほどお目通しをいただきますようお願いいたします。

長々と申し訳ございませんでした。以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

13番 富田栄次議員。

○13番（富田栄次君） 長々と御苦労さんでした。

尋ねたいのは、収入のほうの寄附金ということで款17の一般寄附金、ページ数でいうと16ページ、ふるさと納税ですけど、これの見込額が5,500万円ということですがけれども、支出のほう

の款2、企画費のほうの見込額が5,426万2,000円となっているんですけど、同じ見込額で違うというのは、日付の何か違いでこういうふうに出てきているのでしょうか。一緒になくてもよかったんですか。よろしいですか。

○議長（広瀬隆博君） 小森俊宏企画調整課長。

○企画調整課長（小森俊宏君） 富田議員の質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、令和6年度のふるさと納税が2億円を超えたということで、令和7年度の当初予算で2億5,000万円のふるさと納税を見込んでおりました。令和6年度、その増額になった要因でございますが、御案内のとおり、お米の高騰ですとか、品不足ということで、非常に垂井町のお米の返礼品に伴うふるさと納税の寄附額が増加したことによるふるさと納税の増額になっておりました。

実はその返礼品につきまして、寄附者に対してそのお米を発送ができないという事案が発生をいたしまして、実は今年度、令和7年度秋に収穫をいたしましたお米をもって昨年度の寄附者の方にお米を発送しておるといった状況がございます。

そうしますと、今生産された生産者の方は、今年度のお米の申込みをストップさせておる状態がございますので、これまで人気があったお米の、今年度はその寄附額がなくなっておるといったことで、実は今年度のふるさと納税の金額が2億5,000万円から5,500万円に見込んでおるといったような状況がございます。

その5,500万円に対して、通常委託料として業務委託として2分の1の2,500万円ほどをお支払いをするわけなのでございますが、実は先ほど申し上げたとおり、令和6年度のお米の発送がございまして、そのお米の発送分が実は2,500万円ほど今年度支払う必要が出てくるということで、今年度の寄附額については2億5,000万円のところ5,500万円を見込んで1億9,500万円の減額ということになっておりますが、委託料のほうにつきましては、先ほど申し上げた5,500万円の2分の1の金額プラス令和6年度のお米の発送分の2,500万円ほどになります。それを足した金額が委託料として今回計上させていただいて、当初見込みから不用額を算出しまして補正予算で減額をさせていただいておるといった状況がございますので、何とぞ御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬隆博君） 13番 富田栄次議員。

○13番（富田栄次君） 私が申し上げたのは、見込額が5,500万円で、歳出のほうは5,426万2,000円とあって、5,500万円と5,426万2,000円、見込額がどうしてこれは違うんですか。見込額のことを質問しているんですけど、今の内容の定義のことは、米のことはよく分かっているんですけど、19ページのほうの企画費で見込額は5,426万2,000円と書いてあるんです。収入のほうの一般寄附金のほうの見込額が5,500万円と書いてあるんですけど、これ若干ずれがあるのは、日付か何かのあれで、僅かなんですけど見込額がどうして違うのかという。5,500万円なら5,500万円であろうと思うし、企画費のほうでいけば5,426万2,000円という、どちらが、

どうしてこうして見込額の数字にずれが。

○議長（広瀬隆博君） 小森俊宏企画調整課長。

○企画調整課長（小森俊宏君） 質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税の管理委託業務につきまして、通常ですと、先ほどお話しあったとおり、見込額5,500万円の半分、2分の1を見込むわけでございますが、実は今年度その支出に当たりまして流・充用をちょっとかけておる部分がございます、その分のちょっと端数が170万円ほどになるんですが、その分を見込額から減額させていただいた状態で算定をさせていただいておりますので、そのちょっと差額が、流・充用をさせていただいておる部分がございます、見込額がちょっと減額させた状態で今回の委託料を算定させていただいておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 若山隆史議員。

○10番（若山隆史君） 10番 若山。お尋ねいたします。

予算書の26ページ、款7商工費、項1商工費の目5生活者支援商品券事業、実は説明を重々受けたところなんですけれども、ここに委託料、12番ですね。1,722万8,000円、内訳は生活者支援商品券取扱業務委託料と、それから労働者派遣関係の委託料という形ありますわね。これが残念ながら説明を受けたような受けていないようなということで、ここに計上されておるんですけれども、まず商品券業務委託料につきましては4月1日から4月24日に商品券の取扱店の募集をされるというようなことなんですけれども、その応募された業者、いわゆる商品券の取扱業者にしたならば、この予算でもって何がしかの取扱手数料が支払われるというふうに解釈すればいいのかどうなのかということ、まず1点。

それと併せて、労働者派遣というのは、庁舎内における事務手続上の人件費の、どなたかそういう業務を雇われて委託料を払うというふうに解釈すればいいのかどうなのかという2点目。

それからもう一点は、ちょっと戻りまして、目2の商工振興費、工場等設置奨励金でございます。これは一体全体どこなんでしょうか。名前は言えないんですか。

この3点よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 小竹武志産業課長。

○産業課長（小竹武志君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、26ページにございます委託料、生活者支援商品券取扱業務委託料でございますが、今回の事業に当たりまして、例えば住民の皆さんにお送りするときの封入封緘作業でございますとか、あとは商品券の印刷関係、またそういったものを全て含めて委託業務として外注したいというふうに考えておまして、その委託料として1,413万8,000円を計上させていただいたというところでございます。

あわせて、生活者支援商品券給付に係ります労働者派遣業務委託料300万円につきましては、今想定しておりますのは、商品券を発送した後にお店の方が換金のために、受付を今役場で予定しておりますので、そういった役場で換金を受け付けるための業務をしていただくという形で労働者派遣委託料を今見込んでおるというところでございます。それが2点目の御質問に対する回答でございます。

あわせて、続きまして1ページ戻りまして25ページ、商工振興費におけます負担金、補助及び交付金、工場等設置奨励金でございますが、追加としまして大日金属工業様、併せてユニチカ株式会社様の工場等設置奨励金に係ります固定資産税等が確定したというところがございますので、今回追加で補正予算をお願いするということでございます。

以上、回答とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 渡辺保彦議員。

○4番（渡辺保彦君） 歳出の21ページの戸籍住民基本台帳費の戸籍附票への旧氏の記載に係る附票システムの改修業務がありますが、これは戸籍法が改正になったことによる対応でしょうか。その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいのですが。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

○住民課長（岡野文紀君） 今の渡辺議員の御質問なんですけど、戸籍附票システム、戸籍附票というのは戸籍の記載されておる情報を活用しながら、実は住民基本台帳システムのほうからちょっとリンクしておるんですけども、そちらのほうに今、旧氏、旧姓というか氏なんですけど、そこに仮名・氏名を今後マイナンバーに記載をしていこうということがございまして、戸籍の改正というよりは、マイナンバー法の改正のほうに伴う旧氏の氏名の振り仮名の記載のためのシステム改修ということでございます。

○議長（広瀬隆博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第21号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第10号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第22号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（広瀬隆博君） 日程第9、議第22号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第22号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ293万6,000円を追加し、予算総額を25億9,187万4,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、総務費では国保連合会事務電算共同処理業務に係ります委託料の増額につきまして措置を行いました。

基金積立金では、国民健康保険基金に係ります積立金の増額につきまして措置を行った次第でございます。

諸支出金では、過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料の増額につきまして措置を行いました。

なお、財源につきましては、国民健康保険税、県支出金、財産収入、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

以上、細部につきましては住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

○住民課長（岡野文紀君） ただいま上程されました議第22号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ293万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,187万4,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書7ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料で88万9,000円増額補正をお願いするものでございます。結核精神疾患に係る医療費が多い市町村に交付されます特別調整交付金の申請に当たりまして、レセプトデータの抽出・分析などデータ作成業務を岐阜県国民健康保険団体連合会へ委託するものでございます。

続きまして、款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金、節24積立金で65万5,000円増額補正をお願いするものでございます。基金を積み立てる定期預金で、満期時の利息につ

いて、定期預金継続の際に利率が上がったことにより予算が不足し、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節22償還金、利子及び割引料で139万2,000円増額補正をお願いするものでございます。令和6年度の国民健康保険事業に係ります各種国県からの負担金、交付金、補助金の額がそれぞれ確定したことに伴い、既交付金が超過となりましたので、返還をするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税につきまして、節1医療給付費分現年課税分で1,500万円の減額、節3介護納付金分現年課税分で200万円の減額、節5後期高齢者支援金分現年課税分で500万円の減額補正をお願いするものでございます。被保険者数の減少、保険税の軽減対象者が見込み以上であったことなど、実際の賦課額により補正をさせていただくものでございます。

続きまして、款6県支出金、項1県補助金、目1民生費県補助金、節5保険給付費等交付金で260万7,000円増額補正をお願いするものでございます。結核精神疾患に係る特別調整交付金でございます。

続きまして、款8財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1利子及び配当金で65万5,000円増額補正をお願いするものでございます。国民健康保険に係る基金利子でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金で1,143万円の増額補正をお願いするものでございます。低所得者数に応じ、保険税額の一定割合を補填する保険者支援分と保険税の軽減分を補填する保険税軽減分について、国・県の保険基盤安定負担金の交付決定を受けたことによりお願いするものでございます。

節6財政安定化支援事業繰入金については、県より繰入れ基準額の決定を受け、978万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で46万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第22号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第23号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（広瀬隆博君） 日程第10、議第23号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第23号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1,934万5,000円を追加し、予算総額を29億6,005万3,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、総務費では、介護保険システム改修業務に係ります委託料の増額、保険給付費では施設介護サービス給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額につきまして措置を行いました。

地域支援事業費では、訪問・通所型サービス負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額につきまして措置を行った次第でございます。

基金積立金では、介護保険基金に係ります積立金の増額につきまして措置を行いました。

なお、財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 酒井明美健康福祉課長。

○健康福祉課長（酒井明美君） ただいま上程されました議第23号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、保険給付費等におきまして、予算額に対し不足が生じる見込みとなりましたので、所要の増額をお願いするものでございます。

提案書の第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に1,934万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億6,005万3,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書8ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料でございます。令和7年度税制改正などに対応するための介護保険システム改修業務委託料として277万2,000円の増額をお願いするものでございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目3施設介護サービス給付費、節18負担金、補助及び交付金の施設介護サービス給付費負担金でございます。介護老人福祉施設や介護老人保健施設など施設サービスに対し給付するもので、予算額に不足が見込まれることから1,440万円の増額をお願いするものでございます。

項2介護予防サービス等諸費、目2介護予防福祉用具購入費、節18負担金、補助及び交付金の介護予防福祉用具購入費負担金でございます。要支援の方がポータブルトイレや入浴関連などの福祉用具を購入した際に給付するもので、予算額に不足が見込まれることから10万円の増額をお願いするものでございます。

9ページを御覧ください。

項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費、節18負担金、補助及び交付金の高額介護サービス費負担金でございます。同一世帯の要介護者等が同じ月に利用した介護サービスに係る自己負担額が一定の上限額を超えたときに給付するもので、予算額に不足が見込まれることから130万円の増額をお願いするものでございます。

款4地域支援事業費、項3介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節11役務費でございます。給付費の審査や支払い業務を行う国民健康保険団体連合会への手数料で、予算額に不足が見込まれることから1万1,000円の増額をお願いするものでございます。

節18負担金、補助及び交付金でございます。訪問・通所型サービス負担金では、要支援の方が利用される訪問介護やデイサービスに係る給付費に不足が生じる見込みとなりましたので37万5,000円の増額を、高額介護予防サービス費相当事業負担金では、同一世帯の要支援者等が同じ月に利用した介護支援サービスに係る自己負担額が一定の上限額を超えたときに給付するもので、予算額に不足が生じる見込みとなりましたので2万5,000円の増額をお願いするものでございます。

目2介護予防ケアマネジメント事業費、節12委託料の介護予防ケアマネジメント委託料でございます。要支援の方が介護予防・生活支援サービス事業を利用する際に必要となるケアプラ

ンの作成を事業所に委託するもので、予算額に不足が見込まれることから15万円の増額をお願いするものでございます。

10ページを御覧ください。

款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護保険基金積立金、節24積立金でございます。介護保険基金に係ります利子の利率改定に伴い、利子分の積立金について予算額に不足が見込まれることから21万2,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページを御覧ください。

歳入につきましては、給付費に対する国・県・町、被保険者における法定負担割合に基づき計上しております。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金でございます。国の負担分として、給付費の居宅分20%と施設分15%相当分、244万円の増額をお願いするものでございます。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金の介護給付費調整交付金でございます。市町村の保険料基準額の格差調整をするため交付されるもので、給付費の3%相当分、47万4,000円の増額をお願いするものでございます。

目2 介護保険国庫補助金の介護報酬改定等システム改修補助金でございます。介護保険システム改修費に対する補助金として、国が示す基準額の2分の1相当分、138万6,000円の増額をお願いするものでございます。

目4 地域支援事業交付金（総合事業）の地域支援事業国庫交付金でございます。地域支援事業に対する国の負担分として給付費の20%相当分、11万2,000円の増額をお願いするものでございます。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金の介護給付費交付金でございます。こちらも社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、第2号被保険者の保険料に当たり給付費の27%相当分、426万6,000円の増額をお願いするものでございます。

目2 地域支援事業支援交付金の地域支援事業支援交付金でございます。社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、第2号被保険者の保険料に当たり給付費の27%相当分、15万円の増額をお願いするものでございます。

6ページを御覧ください。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金の介護給付費県負担金でございます。県の負担分として給付費の居宅分12.5%と施設分17.5%相当分、269万4,000円の増額をお願いするものでございます。

項3 県補助金、目2 地域支援事業交付金（総合事業）の地域支援事業県交付金でございます。地域支援事業に対する県の負担分として給付費の12.5%相当分、6万9,000円の増額をお願いするものでございます。

款 7 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及び配当金の介護保険基金利子でございます。介護保険基金の利子分の積立てとして21万2,000円の増額をお願いするものでございます。

款 9 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金の介護給付費負担金繰入金でございます。町の負担分として給付費の12.5%相当分、197万4,000円の増額をお願いするものでございます。

7 ページを御覧ください。

目 2 事務費等繰入金の事務費等繰入金でございます。介護保険システム改修費の町負担分として138万6,000円の増額をお願いするものでございます。

目 3 地域支援事業繰入金（総合事業）の地域支援事業費負担金繰入金（総合事業）でございます。地域支援事業に対する町の負担分として給付費の12.5%相当分、6万9,000円の増額をお願いするものでございます。

款10繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金の前年度繰越金でございます。歳入歳出予算の均衡を図るため、411万3,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第23号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第24号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（広瀬隆博君） 日程第11、議第24号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第24号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1,400万円を追加し、予算総額を4億9,786万4,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料等負担金に係る負担金、補助及び交付金の増額につきまして措置を行いました。

なお、財源につきましては、後期高齢者医療保険料の増額について措置を行った次第でございます。

以上、細部につきましては住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

○住民課長（岡野文紀君） ただいま上程されました議第24号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億9,786万4,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節18負担金、補助及び交付金で、後期高齢者医療広域連合に納付いたします保険料等負担金の予算額に不足が見込まれますので、1,400万円の増額をお願いするものでございます。被保険者が現役として働く方が増え、所得割分が見込みを上回ったことにより補正をさせていただくものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページをお願いします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料、節1現年度分及び目2普通徴収保険料、節1現年度分において、徴収保険料が予算額を上回る見込みとなりましたので、それぞれ700万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第24号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長することにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間はあらかじめ延長することに決定しました。

日程第12 議第25号 令和7年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（広瀬隆博君） 日程第12、議第25号 令和7年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第25号 令和7年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出に124万円を追加し、収益的支出の予定額を5億1,639万5,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、水道事業費用では、給与改定に伴う人件費の増額につきまして措置を行いました。

以上、細部につきましては上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 川瀬桂一郎上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） ただいま上程されました議第25号 令和7年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、職員の給与の改正等に伴い、収益的支出及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費について不足が生じる見込みとなりましたので、所要の補正をお願いす

るものでございます。

それでは、議案書の第2条、収益的支出の補正についてでございます。

令和7年度垂井町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出を次のように補正するものでございます。

第1款水道事業費用、第1項営業費用におきまして既決額4億6,531万3,000円に補正予定額124万円を追加し4億6,655万3,000円とし、また第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきまして、予算第6条に定めた経費の金額の科目、職員給与費におきまして、既決額4,237万3,000円に同じく124万円を追加し、4,361万3,000円とするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、補正予算実施計画明細書の1ページを御覧ください。

款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費でございます。給与改定等に伴い、給料で38万円、手当等で通勤手当5万2,000円、退職手当組合負担金で4万9,000円、賞与引当金繰入額で6万8,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、目4総係費でございます。同じく給与改定等に伴い、給料で45万6,000円、手当等で通勤手当7,000円、退職手当組合負担金で5万9,000円、法定福利費で3万2,000円、賞与引当金繰入額で13万7,000円の増額をお願いするものでございます。

次の2ページには、令和7年度予定キャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページにかかけまして給与費明細書、5ページには令和7年度予定貸借対照表を添付しておりますので、お目通しください。

以上、議第25号 令和7年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第25号 令和7年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（広瀬隆博君） 日程第13、議第26号 令和7年度垂井町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第26号 令和7年度垂井町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収入の予定額から1,486万8,000円を、収益的支出の予定額から866万円をそれぞれ減額し、収益的収入の予定額を7億4,825万円、収益的支出の予定額を7億2,802万7,000円とするとともに、資本的収入の予定額から1億6,028万1,000円を、資本的支出の予定額から1億3,937万6,000円をそれぞれ減額し、資本的収入の予定額を7億3,790万8,000円、資本的支出の予定額を9億4,699万4,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、公共下水道事業費用では、汚泥処分、汚泥運搬業務に係る委託料の減額につきまして措置を行いました。

また、農業集落排水事業費用では、電気料金に係ります動力費の減額につきまして措置を行った次第でございます。

公共下水道事業資本的支出では、下水管布設工事に係ります工事請負費の減額につきまして措置をいたした次第でございます。

なお、財源につきましては、営業収益、営業外収益、受益者負担金及び分担金、企業債、出資金及び補助金につきまして措置を行った次第でございます。

以上、細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 川瀬桂一郎上下水道課長。

〔上下水道課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） ただいま上程されました議第26号 令和7年度垂井町下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

今回の補正の主なものとしましては、収益的収入及び支出では、垂井町浄化センターから搬出される汚泥の運搬処分が見込みより少なかったこと等による減額、また企業債償還のための利息の利率が見込みより高くなったための増額、また資本的収入及び支出では、浄化センター水処理施設増設工事委託の精算などに伴う減額、また企業債や県費補助金などが確定したことによる、それぞれの補正をお願いするものでございます。

それでは、議案書、第2条でございます。

令和7年度垂井町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量、(1)公共下水道事業のニ、主要な建設改良事業の①汚水管渠建設改良事業におきまして、既決量2億5,240万円から補正予定量3,862万6,000円を減額し2億1,377万4,000円とするとともに、②処理場建設改良事業におきまして、既決量5億1,625万円から補正予定量1億75万円を減額し、4億1,550万円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正につきまして、まず収入でございます。

第1款公共下水道事業収益、第1項営業収益の既決額2億2,762万5,000円に674万3,000円を増額し、2億3,436万8,000円とし、第2項営業外収益の既決額4億9,780万円から2,025万1,000円を減額し、4億7,754万9,000円とするものでございます。

次に、第2款農業集落排水事業収益、第1項営業収益の既決額965万5,000円に24万1,000円を増額し、989万6,000円とし、第2項営業外収益の既決額2,803万6,000円から160万1,000円を減額し、2,643万5,000円とするものでございます。

支出におきましては、第1款公共下水道事業費用、第1項営業費用の既決額6億2,675万8,000円から850万円を減額し、6億1,825万8,000円とし、第2項営業外費用の既決額6,919万3,000円に62万円を増額し、6,981万3,000円とするものでございます。

次に、第2款農業集落排水事業費用、第1項営業費用の既決額3,580万3,000円から38万円を減額し、3,542万3,000円とし、第2項営業外費用の既決額100万6,000円から40万円を減額し、60万6,000円とするものでございます。

次のページを御覧ください。

第4条でございます。資本的収入及び支出の補正につきまして記載をしております。

予算第4条につきまして、資本的支出額に対し不足します財源の補填につきまして、本文中の括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,755万8,000円を2億1,846万3,000円に改め、また当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,923万8,000円を3,362万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億4,832万円を1億8,483万5,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

まず、収入でございます。

第1款公共下水道事業資本的収入、第1項受益者負担金及び分担金の既決額1,997万7,000円から405万8,000円を減額し1,591万9,000円とし、第5項企業債の既決額4億1,820万円から1億1,920万円を減額し2億9,900万円とし、第6項出資金の既決額2億1,273万4,000円から3,873万4,000円を減額し1億7,400万円とし、第9項補助金の既決額2億4,212万6,000円に286万3,000円を増額し2億4,498万9,000円とするものでございます。

次に、第2款農業集落排水事業資本的収入、第6項出資金の既決額515万2,000円から115万2,000円を減額し、400万円とするものでございます。

支出におきましては、第1款公共下水道事業資本的支出、第1項建設改良費の既決額7億

1,035万円から1億3,937万6,000円を減額し、5億7,097万4,000円とするものでございます。

第5条、企業債の補正につきましては、事業費の確定により、予算第5条に定めた公共下水道事業債の限度額4億1,820万円を減額し、2億9,900万円に改めるものでございます。

第6条、他会計からの補助金の補正につきましては、各事業費の確定等により一般会計からの補助金を減額させていただき、予算第8条に定めた一般会計から補助を受ける金額につきまして、3億360万1,000円から減額をし、2億8,000万円に改めるものでございます。

令和7年度補正予算実施計画明細書3ページ、収益的収入及び支出の支出から御説明をさせていただきます。

款1 公共下水道事業費用、項1 営業費用、目1 汚水管渠費でございます。修繕費で舗装修繕に伴うマンホール蓋の取替修繕が見込みより少なかったことに伴い、120万円の減額をお願いするものでございます。

目3 処理場費でございます。委託料では、浄化センターにおきまして汚水を処理する過程で発生をいたします汚泥の処分及び運搬業務委託につきまして、当初予定量より減少する見込みとなりましたので200万円の減額を、また修繕費では、同じく浄化センターで稼働させております攪拌機の修繕に係ります入札差金及び緊急修繕で150万円の減額、動力費では電気料50万円、薬品費では100万円の減額の補正をお願いするものでございます。

目4 総係費でございます。報償費におきまして、綾戸地内におけます集中浄化槽から公共下水道へのつなぎ込みが次年度へずれ込んだことによります受益者負担金の一括納付報奨金56万5,000円の減額、委託料では公営企業会計に関する助言・指導業務等の入札差金により120万4,000円の減額、賃借料では料金システムサーバーのリース形態の変更により53万1,000円の減額をお願いするものでございます。

項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費でございます。企業債利息におきまして、地方公共団体金融機構における企業債償還支払利息が見込みより高い利率であったことから107万3,000円の増額、また借入金利息におきましては、一時金の借入れの必要がありませんでしたので45万3,000円の減額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

款2 農業集落排水事業費用、項1 営業費用、目3 処理場費では動力費の電気代38万円の減額。項2 営業外費用、目4 消費税では40万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、1ページにお戻りください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

款1 公共下水道事業収益、項1 営業収益、目1 下水道使用料でございます。下水道へ排出します基本排水量10立方メートルを超える超過料金分等が予定より多くなる見込みとなりましたので、674万3,000円の増額をお願いするものでございます。

項2 営業外収益、目2 他会計補助金でございます。下水道使用料及び県補助金の増額及びマンホール蓋の機器の修繕、汚泥の処分・運搬費用や動力費、薬品費などの減額により、一般会

計からの補助金2,200万円の減額をお願いするものでございます。

目4補助金でございます。県補助金につきまして、市町村が実施する下水道の起債償還額の一部に対し交付されます特定基盤整備推進交付金が本年度も交付されることとなりましたので、103万6,000円の増額をお願いするものでございます。

目8長期前受金戻入では、町道宮代121号線、ヨシヅヤ南に埋設してあります下水道管を受納したため、受贈財産評価額長期前受金戻入で71万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

款2農業集落排水事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料では、世帯数が見込みより多かったため24万1,000円の増額。

項2営業外収益、目2他会計補助金につきましては、動力費や消費税の減額補正、また下水道使用料の増額補正により、一般会計からの補助金160万1,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の支出につきまして御説明をさせていただきます。

款1公共下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1污水管渠建設改良費でございます。工事請負費につきまして、下水管布設工事、舗装復旧工事及び供用開始区域内の公共ます新設工事の額の確定等により、及び綾戸地内下水切替工事が次年度へずれ込んだことによります皆減により2,721万4,000円の減額。

補償金では、下水管布設工事におきまして、同じく綾戸地内の下水切替工事分や下水管布設面整備工事における水道工事の工法等の見直しにより、1,141万2,000円の移転補償費の減額をお願いするものでございます。

目3処理場建設改良費でございます。委託料におきまして、浄化センター水処理施設増設工事委託料の精算に伴い、1億75万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、5ページにお戻りください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

款1公共下水道事業資本的収入、項1受益者負担金及び分担金、目1受益者負担金及び分担金で、綾戸地内下水切替工事につきまして受益者負担金の賦課が先送りとなったこと等によります405万8,000円の減額。

項5企業債、目1企業債でございます。下水道事業における本年度事業の額を確定させたことから、1億1,920万円の地方債の減額をお願いするものでございます。

項6出資金、目1出資金でございます。こちらも、本年度の下水道事業の事業費を減額したこと及び県費補助金であります特定基盤整備推進交付金の交付対象となり、交付額が確定したことにより3,873万4,000円の減額をお願いするものでございます。

項9補助金、目2県費補助金でございます。県費補助金につきましては、特定基盤整備推進

交付金の額確定により286万3,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

款2農業集落排水事業資本的収入、項6出資金、目1出資金につきましては、前年度決算におきまして減価償却に繰越しが発生したため、それを過年度分損益勘定留保資金として補填できたため115万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

なお、8ページには、令和7年度予定キャッシュ・フロー計算書、9ページ及び10ページには令和7年度予定貸借対照表を添付しておりますので御覧ください。

以上、議第26号 令和7年度垂井町下水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第26号 令和7年度垂井町下水道事業会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後4時49分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 隆 博

会議録署名議員 中 村 ひ と み

会議録署名議員 富 田 栄 次

